

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第七章 略〕</p> <p>第八章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百四十六条―第二百四十八条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百四十八条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い</p> <p>第一目 総則（第二百四十九条―第二百五十一条）</p> <p>第二目 内部格付手法準拠方式（第二百五十二条―第二百五十七條）</p> <p>第三目 外部格付準拠方式（第二百五十八条―第二百六十條）</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第七章 同上〕</p> <p>第八章 〔同上〕</p> <p>第一節 総則（第二百四十六条―第二百四十八条）</p> <p>第二節 〔同上〕</p> <p>第一款 標準的取扱い（第二百四十九条―第二百五十二条）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い（第二百五十三条―第二百七十条）</p>

第四目 内部評価方式（第二百六十一条―第二百六十一条の

六）

第五目 標準的手法準拠方式（第二百六十二条―第二百六十

六条）

第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百六十七条）

第七目 適格[2]証券化エクスポージャー（第二百六十七条  
の二）

第三款 信用リスク削減手法（第二百六十八条―第二百七十

）  
〔第八章の二・第八章の三 略〕

第九章 マーケット・リスク

〔第一節〕第三節 略〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第三百二条の二―

第三百二条の四）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（

第三百二条の五・第三百二条の六）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二

条の七―第三百二条の十二）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特

例（第三百二条の十三）

〔第十章・第十一章 略〕

附則

〔第八章の二・第八章の三 同上〕

第九章 〔同上〕

〔第一節〕第三節 同上〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第三百二条の二―

第三百二条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（

第三百二条の六・第三百二条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二

条の八―第三百二条の十三）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特

例（第三百二条の十四）

〔第十章・第十一章 同上〕

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一・二 略」

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の前資産プールによる一の前証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 「略」

「三〇七の三 略」

八 標準的手法 第四十八条から第三百三十九条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「九〇十一 略」

十二 内部格付手法 第四百四十条から第二百四十五条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「十二の二〇二十一 略」

(定義)

第一条 「同上」

「一・二 同上」

二の二 「同上」

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 「同上」

「三〇七の三 同上」

八 標準的手法 第四十八条から第三百三十九条まで及び第二百四十六から第二百五十二条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「九〇十一 同上」

十二 内部格付手法 第四百四十条から第二百四十八条まで及び第二百五十三条から第二百七十条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「十二の二〇二十一 同上」

二十二 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターその他の者が証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 「略」

二十二の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

「二十三〜七十二 略」

七十三 TRBプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

二十二 「同上」

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 「同上」

「号を加える。」

「二十三〜七十二 同上」

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の



七十四 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものをいう。

七十五 Sプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十三号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十六 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティーの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エ

審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。  
ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。  
ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

クスボージャーとして取り扱うものとする。

七十七 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 略」

「号を削る。」

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 同上」

七十五 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一応時点における銀行及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものととして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

「号を削る。」

「号を削る。」

「七十七の二〇八十二 略」

八十三 T L A C 規制対象銀行 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行をいう。

八十四 T L A C 規制対象会社 T L A C 規制対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本

七十六 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十七 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

「七十七の二〇八十二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。）

第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十五 その他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。

八十六 その他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部TLAC調達手段をいう。ただし、TLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。

八十七 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十八 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部TLAC調達手段に相当すると認められているものをいう。

（普通株式等Tier1資本の額）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（普通株式等Tier1資本の額）

第五条 「略」

2 「略」

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

「一〇三 略」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 「略」

(その他Tier1資本の額)

第六条 「略」

「2・3 略」

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを徐く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること

第五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

(その他Tier1資本の額)

第六条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

。〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第七条 「略」

2 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇四 略〕

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 同上〕

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第七条 「同上」

2 「同上」

〔一〇四 同上〕

五|| 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（

「号を加える。」

特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）

が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、銀行又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第八条において同じ。）

六|| その他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

「号を加える。」

三|| 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行については、第

「項を加える。」

二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

二 銀行又は連結子法人等が保有し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段で、銀行が第八条第七項の規定により少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び同項第一号において「マーケット・メイク目的保有TLAC」という。）のうち、保有中に次に掲げる要件のいずれかを

欠くに至ったものの額

イ 当該銀行又は連結子法人等の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

三 マーケット・メイク目的保有T L A Cの額の合計額から、前号に掲げる額及び少数出資に係る五パーセント基準額（第八条第七項第一号に規定する少数出資に係る五パーセント基準額をいう。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、

零とする。）

4

〔略〕

5 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 〔略〕

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第五項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性

3

〔同上〕

4

〔同上〕

一 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 〔同上〕

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性



性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

〔六〕十 略

6|| 「略」

（資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額）

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条にお

を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

〔六〕十 同上

5|| 「同上」

（資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額）

第七条の二 「同上」

一 普通株式等Tier1資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条にお

て「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

「イ」ニ 略」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。次項第二号ロ及びハにおいて同じ。)

ロ 「略」

2|| 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行については、第二条の二第一項の算式における資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、銀行TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象銀行グループに含まれる子会社等に限り、連結の範囲に含めるものとする。

一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を

て「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 同上」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 「同上」

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。)

ロ 「同上」

「項を加える。」

- 
- 控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- 二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率（銀行TLAC告示第一条第十号に規定する最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。第十九条の二第二項第二号において同じ。）から八パーセント（銀行TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあっては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあっては十一・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- イ その他外部TLAC調達手段の額
- ロ その他Tier1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- (1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額
- (2) その他Tier1資本の額がリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier2資本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- ハ Tier2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
-

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 「略」

〔2～5 略〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号並びに第七条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率（TLAC規制対象会社又はその連結子法人等にあつては、自己資本比率又は外部TLAC比率（銀行TLAC告示第二条第一項に規定する外部TLAC比率をいう。第二十条第三項第一号において同じ。）を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当す

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 「同上」

〔2～5 同上〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二十五条

るもの又はTier 2資本調達手段に相当するもの（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。）をいう。第二十九条及び第三十三条第二項第一号において同じ。）又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段、Tier 2資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段を保有していると認められる場合（銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（以下この項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機

に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第二十九条第四項及び第三十三条第二項第一号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機

関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第七条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第十一項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等が少数出資金融

関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲

機関等のその他外部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。) から少数出資に係る五パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とし、T L A C 規制対象銀行にあつては、当該銀行又は連結子法人等が保有しているその他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額からマーケット・メイク目的保有T L A C の額の合計額を控除した額とする。第四号において「基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額」とする。)の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i

げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i

er1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する

er1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行



行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜へ 略〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 略〕

為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜へ 同上〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 同上〕

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準

超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジション

10 「同上」

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有

を保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔13・14 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔13・14 同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

「イ」ホ 略

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 略

「二・三」略

3 略

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条 略

「2・3」略

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む。第二十四

「イ」ホ 同上

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 同上

「二・三」同上

3 同上

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条 同上

「2・3」同上

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項に

条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。  
（とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（普通株式等Tier1資本の額）

第十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〇三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 略〕

4 〔略〕

（その他Tier1資本の額）

において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

（普通株式等Tier1資本の額）

第十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4 〔同上〕

（その他Tier1資本の額）

第十八条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

第十八条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5  
〔略〕

(Tier 2資本の額)

第十九条 〔略〕

2 第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇四 略〕

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、銀行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘以て得られた額とする。以下この条及び第二十条において同じ。）

六 其他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

3 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行については、第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額は

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 同上〕

5  
〔同上〕

(Tier 2資本の額)

第十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔項を加える。〕

、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号のいずれかに該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額

二 銀行が保有し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段で、銀行が第二十条第四項の規定により少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び同項第一号において「マーケット・メイク目的保有T L A C」という。

）のうち、保有中に次に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったものの額

イ 当該銀行の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

三 マーケット・メイク目的保有T L A C の額の合計額から、前号に掲げる額及び少数出資に係る五パーセント基準額（第二十条第四項第一号に規定する少数出資に係る五パーセント基準額をいう。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

4||

〔略〕

5|| 第一項及び前項の「Tier 2 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1 資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

3||

〔同上〕

4||

〔同上〕



- 一 「略」
- 二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは変更内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

- 四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

- 五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

- ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

〔六〕十 略

6|| 「略」

- 一 「同上」
- 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「同上」

- 四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

- 五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

- ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

〔六〕十 同上

5|| 「同上」

(資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier 1資本の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

【イ】ニ 略】

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額(第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。次項第二号ロ及びハにおいて同じ。)

ロ 【略】

(資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額)

第十九条の二 【同上】

一 普通株式等Tier 1資本の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

【イ】ニ 同上】

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier 1資本の額(第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。)

ロ 【同上】

2||

前項の規定にかかわらず、T L A C規制対象銀行については、第十四条の二第一項の算式における資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

「項を加える。」

- 一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
- 二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースT L A C比率から八パーセント（銀行T L A C告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあつては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあつては十一・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
- イ その他外部T L A C調達手段の額
- ロ その他Tier 1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
  - (1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額
  - (2) その他Tier 1資本の額がリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier 2資本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）
- ハ Tier 2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセン

トを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（調整項目の額の算出方法）

第二十条 「略」

2 「略」

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号並びに第十九条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）

（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率（T L A C規制対象会社にあつては、自己資本比率又は外部T L A C比率）を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（対象資本調達手段）（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式）（普通株式、その他T i e r 1資本調達手段又はT i e r 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達

（調整項目の額の算出方法）

第二十条 「同上」

2 「同上」

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）

（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式）（普通株式、その他T i e r 1資本調達手段又はT i e r 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第四十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他T

手段をいう。第四十一条第四項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)その他Tier 1資本調達手段に相当するもの又はTier 2資本調達手段に相当するもの(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率(第三十七条に規定する単体自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。)をいう。第四十一条及び第四十四条第二項第一号へにおいて同じ。)又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Tier 1資本調達手段、Tier 2資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段を保有していると認められる場合(銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段(以下この項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

Tier 1資本調達手段に相当するもの又はTier 2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率(第三十七条に規定する単体自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、次条第二項第一号へ、第四十一条第三項及び第四十四条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合(銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第十九条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号並びに第十九条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあっては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第八項の規定にかかわらず、銀行が少数出資金融機関等のその他外

三 第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに

部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。) から少数出資に係る五パーセント基準額(第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とし、T L A C 規制対象銀行にあつては、当該銀行が保有しているその他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額からマーケット・メイク目的保有T L A C の額の合計額を控除した額とする。第四号において「基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額」という。)とする。)の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に

掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に

係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

四 第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号並びに第十九条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者を含む。）の対象資本等調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他こ

係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者を含む。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他こ



れに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜ハ 略〕

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第十九条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 略〕

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

に準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜ハ 同上〕

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

6 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 同上〕

7 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

8 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔10・11 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ〕ホ 略〕

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔10・11 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

〔イ〕ホ 同上〕

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十

十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「略」

「二〇四 略」

3 「略」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号イ及びロに掲げる額につき

八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「同上」

「二〇四 同上」

3 「同上」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(自己資本の額)

第二十八条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 略〕

4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〕四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行後（発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

〔5・6 同上〕

(自己資本の額)

第二十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行後（発行後）五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七十三 略〕

5 「略」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十六条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七十三 同上〕

5 「同上」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十六条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

額の合計額から同条第一項第五号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(自己資本の額)

第四十条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 略〕

4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〕四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

〔5・6 同上〕

(自己資本の額)

第四十条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七十三 略〕

5 「略」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第四十七条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七十三 同上〕

5 「同上」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第四十七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。



の合計額から同条第一項第三号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第八章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

三 〔略〕

四 〔略〕

2 〔略〕

〔5・6 同上〕

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十八条 〔同上〕

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

〔号を加える。〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

2 〔同上〕

(格付等の使用基準の設定)

第五十条 「略」

〔2・3 略〕

4 以下この章において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付(以下この項において「格付」と総称する。)又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第七十条 第六十五条、第六十六条及び第六十八条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。第二百六十七条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第六十五条又は第六十六条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(格付等の使用基準の設定)

第五十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 以下この章及び第八章第二節第一款において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第七十条 第六十五条、第六十六条及び第六十八条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。)のリスク・ウェイトは、第六十五条又は第六十六条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十六条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。第七十六条の四の二、第七十八条の二の三及び第七十八条の四の二において同じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。第七十八条の二の三において同じ。)のうち、対象普通株式等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第七十八条の二の三において同じ。))及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十六条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。第七十八条の二の三において同じ。)の対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。第七十八条の二の三において同じ。)のうち、対象普通株式等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第七十八条の二の三において同じ。))に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第七十六条の四の二 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段)にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この項において「発行者」という。)が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、当該標準的手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額(連結自己資本比率(第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。)を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乘じて得た額をいい、単体自己資本比率(第三十七条に規定する単体自己資本比率をいう。)を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乘じて得た額をいう。第百七十八条の四の二第二項に

「条を加える。」

において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額及び銀行TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第六十三条に定めるところによる。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十六条の五 標準的手法採用行は、保有するエクスポージャー(出資の性質を有するものに限る。以下この条、第五十条第七項及び第六十七条において「保有エクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 標準的手法採用行は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引(以下この条、第五十条第七項及び第六十七条において「裏付けとなる資産等」という。)のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体(

「条を加える。」

---

以下この条及び第六十七条において「事業体」と総称する。)の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウエイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。)(の合計額)」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

4 標準的手法採用行は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときに

---

は、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたり  
リスク・ウェイトを用いることができる。

- 5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイト  
を用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク  
・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付  
けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四  
十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の  
合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合  
計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に  
適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする  
」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じ  
て得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第  
一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引  
に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方と  
する派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス  
取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じ  
て得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並  
びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。
- 6 標準的手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことがで  
きないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以  
下この条及び第百六十七条において「資産運用基準」という。）が  
明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるよ  
うに算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リ

スク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法採用行が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。



一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するも

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

のを除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「略」

〔五〇七 略〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「同上」

〔五〇七 同上〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十四条 「同上」

一 「同上」

て、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間			ボラティリティ調整率 特定の発行体の場合（パーセント） 特定の発行体以外の場合（パーセント） 特定の発行体である証券化エクスポート（パーセント） 証券化エクスポージャーの場合（パーセント）		
	一年以下	○・五	一			
	一年超五年以下	二	四			
	五年超	四	十六			
信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1、6-2、 6-3、6-4若しくは7-1の場合又は第八十九条第三号に該当する場合						

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間			ボラティリティ調整率 特定の発行体の場合（パーセント） 特定の発行体以外の場合（パーセント） 特定の発行体である証券化エクスポート（パーセント） 証券化エクスポージャーの場合（パーセント）		
	一年以下	○・五	一			
	一年超五年以下	二	四			
	五年超	四	十六			
信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7-1の場合又は第八十九条第三号に該当する場合						

信用リスク区分が 1―2、1―3、 2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―5、 6―6、6―7、 6―8、6―9、 6―10、7―2若 しくは7―3の場 合又は第八十九条 第五号の条件を満 たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年 以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
〔略〕				

(注) 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(プロテクションを提供した場合)

第百三十六条 標準的手法採用行がファースト・トウ・デフォルト型  
クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合

信用リスク区分が 1―2、1―3、 2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第八十九条 第五号の条件を満 たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年 以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
〔同上〕				

(注) 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(プロテクションを提供した場合)

第百三十六条 標準的手法採用行がファースト・トウ・デフォルト型  
クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合

には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

〔項を削る。〕

(プロテクションを提供した場合)

第三百二十八条 第三百三十六条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リ

において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用行は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2||

前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第三百二十八条 第三百三十六条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェ

スク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第百五十条 「略」

〔2〕6 略〕

7Ⅱ 内部格付手法採用行が、第百六十七条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー（同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）  
第百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第百五十条 「同上」

〔2〕6 同上〕

〔項を加える。〕

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）  
第百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

- 一 「同上」

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。））、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第六十七条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「略」

ハ 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ニ 「略」

ホ 「略」

二 国内基進行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額  
イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエ

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。））、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

ニ 「同上」

二 国内基進行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額  
イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエ

クスポートジャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるD(1)(G)方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百七十八条の四の二第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十七条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「略」

ハ 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ニ 「略」

ホ 「略」

（事業法人等向けエクスポージャー（EAD））

クスポートジャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるD(1)(G)方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

ニ 「同上」

（事業法人等向けエクスポージャー（EAD））



第百五十七條 [略]

〔2〕4 略

5|| 事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法採用行は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| [略]

(マチュリテイ)

第百五十八條 [略]

2 [略]

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリテイは、一日以上の実効マチュリテイを用いるものとする。

〔一・二 略〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 [略]

〔4〕8 略

第百五十七條 [同上]

〔2〕4 同上

〔項を加える。〕

5|| [同上]

(マチュリテイ)

第百五十八條 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 [同上]

〔4〕8 同上

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第六十五条 「略」

2 「略」

3 リテール向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法採用行は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

4|| 「略」

1 (内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算)

第六十七条 内部格付手法採用行は、保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 内部格付手法採用行は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第六十五条 「同上」

2 「同上」

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ。

4|| 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済みの信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用行が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5|| 「同上」

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第六十七条 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合は、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもつて当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができるとができる。

満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百五十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（二に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百五十七条第六項又は第百六十五条第四項の規定により算出されるEADの二・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部

取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替える」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用行が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 内部格付手法採用行が第四百四十八条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用行が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。） 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式

5 内部格付手法採用行は、第二項の場合において、保有エクスポ

格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセン

ジャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときは、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用行とみなして、第五百十二条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「イに掲げる額（当該額の算出に当たつては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第六十六条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用行とみなして、第五百

トを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

十二条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウエイトを算出するものとし、当該リスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

内部格付手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことが

できないときであつて、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ

8 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用行を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第五百五十二条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「イに掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第六十六条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用行を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百五十二条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。）を準用する。  
。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該内部格付手法採用行を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。  
。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

9 | 内部格付手法採用行が、第二項又は第七項の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上



で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10) 内部格付手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスポージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

11) 内部格付手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第七十條 [略]

〔2・3 略〕

4 先進的内部格付手法採用行は、第五十六條の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、「GDの自行推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百十六條第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5・9 略〕

（購入債権における保証の取扱い）

第七十三條 [略]

〔2・4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスク

第七十條 [同上]

〔2・3 同上〕

4 先進的内部格付手法採用行は、第五十六條の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、「GDの自行推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百十六條第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5・9 同上〕

（購入債権における保証の取扱い）

第七十三條 [同上]

〔2・4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクか

から生じる損失額について最劣後の信用補充を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、次章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百五十七条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百五十七条第五項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6|| 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であつて、内部格付手法採用行が同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法採用行は、譲渡した債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

7|| 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七百七十八条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

ら生じる損失額について最劣後の信用補充を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百六十二条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

「項を加える。」

6|| 「同上」

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七百七十八条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

にあつては、第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第一百七十八条の四の二 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この項において「発行者」という。))が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、当該内部格付手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に關するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第百五

にあつては、第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

「条を加える。」

十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額及び銀行TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第五百五十三条から前条までに定めるところによる。

(情報の利用)

第百八十五条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する機関（第二百十三条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（第二百条第二項第三号及び第二百十三条において「外部格付」とい

(情報の利用)

第百八十五条 「同上」

2 「同上」

3 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

う。)を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

(株式会社等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用行は、第百六十六条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条 第六章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第百四十一条、第百四十四条及び第百四十五条の規定は、内部格付手法採用行が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百五十四条第一項の $K_{254}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $K_{254}$ を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

(株式会社等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用行は、第百六十六条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合(第百六十七条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式会社等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。)は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条 第六章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

「条を削る。」

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十七条 銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさな<sup>い</sup>ときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六

第二百四十七条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・

ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

二 信用補完機能を持つノーストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十八条 銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさな<sup>い</sup>ときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければなら<sup>ない</sup>。

一 「同上」

二 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六

号) 第二条第二号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百六十七条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。

による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 略〕

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 略〕

六 〔略〕

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該銀行の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償

号) 第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。) による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕



還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

- イ 当該銀行の保有する持分が当該銀行以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該銀行の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更
- ロ 当該銀行の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該銀行の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更
- ハ イ及びロ以外の方法により当該銀行の持分の損失リスクを増加させる変更

九| 「略」

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第一百十四条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第二百二十二条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第二百一十一条及び第三百三十二条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 「略」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま

七| 「同上」

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第一百十四条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第二百二十二条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と読み替えるものとする。

一 「同上」

二 「同上」

でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における銀行の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

〔ロ〕ホ 略〕

三 〔略〕

3|| オリジネーターである銀行は、資産譲渡型証券化取引において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合成型証券化取引において、前項の規定により第六章第五節の規定が準用される場合であって、これらの証券化取引が、次に掲げる場合のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であって、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

〔ロ〕ホ 同上〕

三 〔同上〕

〔項を加える。〕

原資産のリスクがオリジネーターである銀行に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである銀行の権利を実質的に劣後させない場合

三 銀行が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である銀行の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4||  
「略」

(証券化取引のデュー・デiligence等)

第二百四十八条 銀行は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なりスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 銀行の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把

3||  
「同上」

「条を加える。」

---

握するために必要な体制が整備されていること。

四 銀行が、第一条第二号の二ただし書の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、銀行は、前項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

3 銀行は、第一項の場合において、当該銀行が証券化エクスポージャー（第二百五十一条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該銀行がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

---

---

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトランシェを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェが五パーセント未満であつて、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

（一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限）

---

第二百四十八条の二 銀行は、一の証券化取引（再証券化取引を除く

。）において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額（第二百四十八条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額（銀行が内部格付手法採用行であつて、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法採用行とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該銀行の持分比率（一のトランシェについて当該銀行が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

- 一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー
- 二 銀行が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー
- 三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用行が、第十三条第一項、第二十四条第一項、第三十六条第一項及び第四十七条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を

「条を加える。」

算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー（第十三条第一項、第二十四条第一項、第三十六条第一項及び第四十七条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。）

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該銀行の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額× $K_P$ × $P$

$K_P$ は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールのIRBルールである場合にあつては第二百五十四条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ を、SAルールである場合にあつては第二百六十五条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ を、混合プールの場合にあつては裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百五十四条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ と当該部分以外の部分について第二百六十五条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。）

$P$ は、トランシェごとに算出した当該銀行の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つHコストラップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

(重複するエクスポージャーの取扱い)

第二百四十八条の三 銀行は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該銀行が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されること  
が明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該銀行は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百四十八条の四 銀行は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化

「条を加える。」

第二節 「同上」

第一款 標準的手法の取扱い

「条を加える。」



---

エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 信用補完機能を持つCDOストリップス 千二百五十パーセント  
二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

一 銀行が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額

二 オリジネーターである銀行が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）

当該証券化取引について銀行が保有する証券化エクスポージャー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

---

- 
- 一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
  - 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント
  - 三
  - 四 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。
  - 五 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用行又は内部格付手法採用行が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。」

---

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

**第二百四十九条** 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定める信用リスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。  
 イ オリジネーターのとき。

					信用リスク区分	
	6—5	6—4	6—3	6—2	6—1	
	千二百五十		百	五十	二十	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く（パーセント）の場合
			二百二十五	百	四十	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）

ロ イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） （パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合 （パーセント）
6－5	千二百五十	
6－4	三百五十	六百五十
6－3	百	二百二十五
6－2	五十	百
6－1	二十	四十

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

				(パーセント) の場合
7-1	二十		四十	
7-2	五十		百	
7-3	百		二百二十五	
7-4		千二百五十		

2

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 銀行が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的の導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二百二十二条で定める適

---

格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 銀行が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用しないこと。

三 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なり

---

- 
- スク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 四 銀行の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマン스에係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 五 銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
- 六 銀行が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。
- 五 第五十三条の規定は、銀行が複数の適合格付機関の格付を利用しており、当該各適合格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 六 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して当該銀行により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行
-

われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 銀行が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及



び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けっていると認められる場合

二 銀行が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

**第二百五十条** 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセ

「条を削る。」

ント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

2 銀行は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十一条 銀行がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該銀行は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2 第六章第五節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えて

「条を削る。」

「条を削る。」

いないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第二百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

（標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い）

**第二百五十二条** 銀行は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、チーム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。）エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・

アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである銀行に遡及しない場合

三 銀行が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である銀行の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

	<p>任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)</p>	<p>上記以外の場合 (パーセント)</p>
--	---	----------------------------

					リテール向け エクスポージ ヤーの場合
五十未満二十五以上	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	トランプینگ・ポイン ト（エクセス・スプレ ッドの留保が求められ ていない証券化取引で は、トランプینگ・ポ イントの値は四・五パ ーセントとする。）に 対する三月の平均エク セス・スプレッドの割 合
二十	十	二	一	零	掛目
					掛目…九十

右記以外の場合		掛目…九十	二十五未満 四十
リテール向け エクスポージ ヤーの場合		トランプینگ・ポイント (エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トランプینگ・ポ	任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)
掛目		掛目…百	上記以外の場合 (パーセント)

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

(注) トランプینگ・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

第二款

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取

第二款

内部格付手法の取扱い

合	右記以外の場						イントの値は四・五パーセントとする。)に 対する三月の平均エク セス・スプレッドの割 合
		五十未満	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	
	掛目…百	百	五十	十五	五		
	掛目…百						

扱い

第一目 総則

(リスク・ウェイトの算出)

第二百四十九条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

第二百五十条 IRBプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式を用いるものとする。

- 一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百五十九条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

「目名を付する。」

「条を加える。」

「条を加える。」



3 内部格付手法採用行は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（ABCの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSAPプールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

（金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い）

第二百五十一条 銀行が、その保有する証券化エクスポージャーに関

「条を加える。」

してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

#### 第二目 内部格付手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百五十二条 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

「目名を付する。」

「条を加える。」

一 デタッチメント・ポイント (B) (第二百五十六条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  (第二百五十四条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ )) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) (第二百五十六条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{IRB}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (E) が  $K_{IRB}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率

( $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ))

第二百五十三条 前条第二号及び第三号に規定する  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百五十三条 内部格付手法採用行は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらな

を $\rho$ とす。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u-l)}$$

$$a = - \left( 1 / (p \cdot K_{IRB}) \right)$$

$$u = D - K_{IRB}$$

$$l = \max (A - K_{IRB}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底(2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタツチメント・ポイント(A)

Dは、デタツチメント・ポイント(D)

pは、第二百五十七条の規定により算出されるパラメーター(p)

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ))

#### 第二百五十四条

証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化

エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏

付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) は、裏付資産のエクスポージャー

(オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下こ

の条及び次条において同じ。) について内部格付手法により算出さ

れる所要自己資本の額(期待損失額及び信用リスク・アセットの額

に $\cdot$ 〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第

四項及び第七項において同じ。)の合計額(以下この条及び次条に

ければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百四十九条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

#### 第二百五十四条

内部格付手法採用行は、格付又は第二百五十六条第

二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている

場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算

出しなければならない。

2 第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 内部格付手法採用行は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出する



ポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー（次の算式の $d$ が九十五パーセント以上となるものに限る。）である場合には、前二条の $K_{RE}$ は次に掲げる算式により得られる値とする。

$$\text{裏付資産の所要自己資本率} = d \times K_{REB} + (1-d) \times K_{SA}$$

$d$ 、 $K_{REB}$ 及び $K_{SA}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$d$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

$K_{REB}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について前項までの規定を準用して算出される $K_{REB}$

Ks<sub>1</sub>は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百六十五条の規定により算出されるKs<sub>1</sub>

(Ks<sub>1</sub>算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の準用)

第二百五十五条 内部格付手法採用行が前条第一項のE<sub>1</sub>及び同条第八項に掲げる算式のE<sub>1</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質の全てを有する事業法人等向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用行が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であつて、第三項において準用する規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第六十八条及び第七十条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーの」とあるのは「原資産プールの事業法人等向けエクスポージャーの」と、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは、「当該

(所要自己資本の上限)

第二百五十五条 内部格付手法採用行が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百四十七条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、同条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「[E]quation」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーの[E]quation」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごと」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャーごと」と、同条第九項中「内部格付手法採用行」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリティ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリティ(※)」と読み替えるものとする。

一 オリジネーター(第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。)が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用行が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。



- 二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。
  - 三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行が、証券化取引に係る契約条件に従って当該内部格付手法採用行の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。
  - 四 原資産プールの分散度が高いこと。
- 2 内部格付手法採用行が前条第一項の $\Sigma_{RB}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $\Sigma_{RB}$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用行が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であつて、次項において準用する規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第百六十八条及び第百七十一条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プール」の「リテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プール」に

含まれる購入リテール向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「E<sub>valuation</sub>」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのE<sub>valuation</sub>」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3 第二百二十八条から第二百三十二条までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百二十九条第一項及び第二百三十二条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百二十八条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百二十九条第一項及び第四項中「E<sub>valuation</sub>」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのE<sub>valuation</sub>」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについて」と、「場合又はE<sub>valuation</sub>」とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーのE<sub>valuation</sub>」と、「購入リテール向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーについて」と、「LGD又はE<sub>CFE</sub>

「Lien」とあるのは「LGD又は原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーのElevation」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプール」とあるのは「これらのエクスポージャーの属するプール」と、同項並びに第二百三十二条第一項、第四項及び第六項中「購入債権の質」とあるのは「原資産の質」と、第二百二十九条第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とあるのは「証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの種類、額、契約期間中の当該エクスポージャーの質」と、「当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産プールに関連する」と、第二百三十一条及び第二百三十一条中「購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、第二百三十条第一項中「トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについては」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百三十二条中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プ

ールを構成するリテール向けエクスポージャー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法採用行」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあ

るのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第三項から第七項（第三号を除く。）までに規定する要件を満たすに当たり、証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行自らを満たすことができない場合には、当該内部格付手法採用行に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

(ア) アタッチメント・ポイント (B) 及びデタッチメント・ポイント (D)

第二百五十六條 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント (B) は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシエの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポージャーと同順位であるトランシエ (自己が保有する証券化エクスポージャーの額を含む。) の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で

(外部格付準拠方式)

第二百五十六條 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。



8   11	8   10	8   9	8   8	8   7	8   6	8   5	8   4	8   3	8   2	8   1
六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十	八	七
				七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二
						三十五			二十五	二十
七百五十	五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十
八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	五十	四十	三十

(注) Nとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分		証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六以上の場合	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャー
	Nが六未満の場合		当該再証券化エクスポージャー
Nが六未満であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六未満の場合	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャー
	Nが六未満の場合		当該再証券化エクスポージャー



千二百五十	7-4	7-3	7-2	7-1	(内部評価方式による場合を含む。)	合を含む。
	千二百五十	六十	十二	七	(パーセント)	合を含む。
		七十五	二十	十二		合を含む。
		百五十	三十五	二十	合を含む。	
五	二百二十	四十	二十	(パーセント)	合を含む。	
			六十五	三十	(パーセント)	合を含む。

2

次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー(第二百五十四条第二項において準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー

「」という。) に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百四十九条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用行は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百五十七条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \frac{LGD}{M_T} + E * M_T)]$$

N、LGD及びM<sub>T</sub>はそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは

(パラメーター)

第二百五十七條 第二百五十三條に掲げる算式の「パラメーター

次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャーの実効的な個数 (N)

LGDは、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD (LGD)

M<sub>T</sub>は、第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間 (M<sub>T</sub>)

原資産が事業法人等向けエクスポージャーである場合	原資産がリテール向けエクスポージャーである場合
Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場
Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場
証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合	証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合

一 信用リスク・アセット＝所要自己資本の額×12.5

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるうち最大の方を乗じた額とする。

イ 0.0056×T (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×T)

この式においては、(T) は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ S [L + T] — S [L]

この式においては、(L) は、第二百五十九条の規定により算出した信用補充レベルを表すものとする。以下同じ。

2 補償と関わる「特定国債 (S [X]) 」とは、次に定める国債を指す。

$$S[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{ のとき}) \\ \{ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20 \} (1 - e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L \text{ のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB}/LGD)^N$$

$$c = K_{IRB}/(1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left( \frac{v + K_{IRB}^2 - c^2}{1 - h} \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)^c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta[K_{IRB}; a, b])$$

	△	△	△	△		
A	0	0.11	0.16	0.22	0	
B	3.56	2.61	2.87	2.35		
C	△1.85	△2.91	△1.03	△2.46	△7.48	△5.78
D	0.55	0.68	0.21	0.48	0.71	0.55
E	0.07				0.24	0.27

2 IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター(Ⓐ)を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該IRBプールのパラメーター(Ⓒ)とする。

3 第二百五十条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(Ⓔ)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポー

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b])L + \text{Beta}[L; a + 1, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、 $K_{\text{IRB}}$ 、N、LGDは、それぞれ次の値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

$K_{\text{IRB}}$  次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百六十一条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD 第七十三条第五項又は第二百六十二条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

ヤーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4 | 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数 (N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第 i 番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。) のEAD

5 | 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第 i 番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。) の加重平均LGD

6 | 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であつて、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産

の加重平均LGD (LGD) は、第百七十二条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付資産総額に占める割合 (C) が $0 \cdot 0 \cdot 3$ 以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数 (N) を次の算式で求められる値とし、LGDを $0 \cdot 50$ とすることができる。ただし、 $C$ 以外の $C_i$ が明らかでない場合には、 $N$ を $1/C_i$ とすることができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順に $m$ 個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間 (年)」は、次に掲げる計算方式のいずれかを用いて算出される期間 (一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。) とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

一 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分さ

れるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間（年）

### 第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百五十八条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める比率とする。

- 一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率
- イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャ

「目名を付する。」

(所要自己資本率 (K<sub>req</sub>))

第二百五十八条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (K<sub>req</sub>)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

- 2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に係る証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。
- 3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用

6 4	6 3	6 2	6 1	信用リスク区分
三	二五	十五	十五	証券化エクスポージャーの残存期間 (パーセント)
四十五	四十	三十	二十	
				一年
				五年

である場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（三）をいう。以下この目及び第七目において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

4 リスク削減手法の効果を勘案することができる。  
 4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。



$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 15 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 14 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 13 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 12 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 11 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 9 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 8 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 7 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 6 \end{array}$	$\begin{array}{r} 6 \\   \\ 5 \end{array}$
$\begin{array}{r} 300 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 250 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 200 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 160 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 140 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 120 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 90 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 75 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 60 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 50 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 40 \\   \\ 10 \end{array}$
$\begin{array}{r} 340 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 280 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 225 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 180 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 160 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 140 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 150 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 90 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 70 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 65 \\   \\ 10 \end{array}$	$\begin{array}{r} 50 \\   \\ 10 \end{array}$

6   16	三百八十	四百二十
6   17	四百六十	五百五
6   18	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント)とする。

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウエイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポージャーのデタッチメント・ポイント (D) からアタッチメント・ポイント (A) を控除して得ら

れる数値

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260

<u>6-9</u>	<u>220</u>	<u>310</u>
<u>6-10</u>	<u>330</u>	<u>420</u>
<u>6-11</u>	<u>470</u>	<u>580</u>
<u>6-12</u>	<u>620</u>	<u>760</u>
<u>6-13</u>	<u>750</u>	<u>860</u>
<u>6-14</u>	<u>900</u>	<u>950</u>
<u>6-15</u>	<u>1050</u>	
<u>6-16</u>	<u>1130</u>	
<u>6-17</u>	<u>1250</u>	
<u>6-18</u>	<u>1250</u>	

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、同表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2| 銀行が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

（推定格付の利用に関する運用要件）

第二百五十九條 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エク

（信用補充レベル（E））

第二百五十九條 第二百五十七條第一項第二号ロに掲げる「信用補充

スポンジジャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 銀行が、当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

（外部格付の利用に関する運用要件等）

第二百六十条 証券化エクスポージャー（参照証券化エクスポージャー

レベル（ロ）とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つロストリップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

（エクスポージャーの厚さ（ハ））

第二百六十条 第二百五十七条第一項第二号イに掲げる「エクスポー

一を含む。以下この条において同じ。)に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときには、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第二百二十二条各号に掲げるもの(以下この号において「適格保証人等」という。)に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

2 | 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

ジャーの厚さ(三)とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十九条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

- 
- 二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
  - 三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
  - 四 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。
  - 三 第五十三条の規定は、銀行が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
  - 四 第五十条の規定は、銀行が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第八章」と読み替えるものとする。
  - 五 銀行の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。
-



#### 第四目 内部評価方式

##### (内部評価方式の承認)

第二百六十一条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスポージャー(ABCプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであつて無格付のものに限る。)のリスク・ウェイトを算出することができる。

「目名を付する。」

##### (エクスポージャーの実効的な個数(ニ))

第二百六十一条 第二百五十七条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数(ニ)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー(同一義務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合(C)が明らかなる場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数(ニ)を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(承認申請書の提出)  
第二百六十一条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受け

「条を加える。」

ようとする内部格付手法採用行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（銀行がBCPプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日

二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

第二百六十一条の三 金融庁長官は、内部評価方式の使用について第

二百六十一条の承認をしようとするときは、内部格付手法採用行が内部評価方式の使用を計画するBCPプログラムの運営が次項に規定する「ABCプログラム」の運営に関する基準」に適合するかどうか及

「条を加える。」

び当該内部格付手法採用行による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「ABCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百六十条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。

二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。

四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

- 
- ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
  - ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
  - 六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。
  - 七 ABCPプログラムにおいてサービサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。
  - 八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。
- 3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
  - 二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
  - 三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。
-

- 
- 四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするBCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするBCPの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。
  - 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
  - 六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、BCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくBCPに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。
  - 七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。
  - 八 前号の監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。
  - 九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応す
-

る内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCPプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百六十一条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合
- 2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採用行は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百六十一条の五 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百六十一条の承認を取り消すことができる。

「条を加える。」

「条を加える。」

(リスク・ウェイト)

第二百六十一条の六 内部格付手法採用行は、第二百六十一条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付にひも付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百五十八条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

#### 第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百六十二条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) が K (第二百六十四条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K)) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント
- 二 アタッチメント・ポイント (E) が K 以上の場合 次条の規定により算出される K 超過部分の所要自己資本率 (K<sub>SEA</sub> (K)) に十・二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

「条を加える。」

「目名を付する。」

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第二百六十二条 第二百五十七条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均 LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i筆目のエクスポージャー (同一債務者に付する複数のエクスポージャー) のエクスポージャーとみなす。) の LGD

- 2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第一百七十三条第五項に掲げる算式により算出される値とする。
- 3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。
- 4 第一百七十三条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用行が、

三 アタッチメント・ポイント (A) がB未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) がBを超える場合、次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_A)} \right]$$

$K_{SSFA}(K_A)$  は、次条の規定により算出される $K$ 超過部分の所屬自己資本率

2 銀行が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合 (第二百五十九条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。) であつて、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの (以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。) について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資

裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーについて、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。



産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 4 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定する $\beta$ は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに $\beta$ を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について $\beta$ を算出するに当たっては、同条、第二百六十四条及び第二百六十六条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率（ $\beta$ ）は、零とする。

(K)超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(KA)}$ ) )

第二百六十三条 前条第一項第二号及び第三号の $\beta$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(KA)}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA(KA)} = \frac{e \cdot a \cdot u - e \cdot a \cdot l}{a(u - l)}$$

(N)及びLGDの計算における簡便法)

第二百六十三条 第二百五十七条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、 $\beta$ 及び $\beta_{LGD}$ を零とすることができる。

2 第二百六十一条第三項に規定する (C) が 0.03 以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、 $LGD$ は 0.50 とし、エクスポ

$$a = \frac{1}{1 - (1/(p * K_A))}$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び $K_A$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタッチメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、1 (ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。)

$K_A$ は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ))

第二百六十四条 前二条の規定により算出された裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ) 及び第二百六十六条の規定により算出される原資産プールの延滞率 ( $\bar{w}$ ) を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 前項の $K_A$ を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポー

ージャーの実効的な個数 ( $N$ ) は、第二百六十一条第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、 $C_m$ が明らかでない場合は、 $N$ を $C_1$ とすることが出来る。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順に $m$ 個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

第二百六十四条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 内部格付手法採用行は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百五十六条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額

ジャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により $K_A$ を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分について前項に規定する $K_A$ 及び次条に規定する $K_{SA}$ をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{subpool\ 1}}{EAD_{Total}} \times K_{subpool\ 1} \right) + \frac{EAD_{subpool\ 2}}{EAD_{Total}}$$

$EAD_{subpool\ 1}$ 、 $EAD_{subpool\ 2}$ 、 $EAD_{Total}$ 及び $K_{subpool\ 1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{subpool\ 2}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

$EAD_{Total}$ は、裏付資産のエクスポージャーの総額

$K_{subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した $K_A$

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ))

第二百六十五条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己

を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

(内部評価方式の運用要件)

第二百六十五条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化

資本率(%)は、 $\frac{S}{S+P}$  プール又は混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)について標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。)の合計額(以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2| 前項の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的の導管体を用いている場合には、当該証券化目的の導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3| 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する銀行が裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4| 第一項の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引(クレジット・デフォルト・スワップを除く。)が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方

エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該プログラムを購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス(信用補完の水準を定めるためのストレステスターを含む。)が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水

に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の⑤の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適合格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCに格付を付与する適合格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適合格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適合格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCの格付を行う適合格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適合格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCを担当する営業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCプログラムにおける資産の引受けに関するガイドライン

が設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCプログラムに組み込まれていること。

(原資産プールの延滞率(㉔))

第二百六十六条 第二百六十四条第一項の原資産プールの延滞率(㉔)

は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第七十一条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げる

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポー

ジャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実

事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

- 一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由
- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

#### 第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百六十七条 銀行は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

- 一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化

行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

「目名を付する。」

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百六十七条 第二百五十条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 当該最優先証券化エクスポージャーがSAプールに係る証券化エクスポージャーである場合 第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、銀行が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、銀行が外部格付準拠方式又は標準的



法準拠方式を用いる場合 第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百六十七条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

- 一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百五十七条第一項に規定するパラメーター(c)は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

「目を加える。」

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \underline{LGD} + E * M_r) * 0.5]$$

この式において、 $K_{RB}$ にあつては第二百五十四条に定めるところにより、 $N$ 、 $\underline{LGD}$ 、 $M_r$ 、 $A$ 、 $B$ 、 $C$ 、 $D$ 及び $E$ にあつては第二百五十七条に定めるところによる。

- 二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合、それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百五十八条第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

- イ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付（第二百五十九条に規定する推定格付をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合、第二百五十八条第一項第一号イ中「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6—1	十五	二十

6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5	6   4	6   3	6   2
二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十	三十	二十五	十五
二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十	四十五	四十	三十

6   3	6   2	6   1	信用リスク区分		6   18	6   17	6   16	6   15	6   14
十五	十	十	一年 (パーセント)	証券化エクスポージャーの残存期間	千二百五十	四百六十	三百八十	三百十	二百五十
二十	十五		五年 (パーセント)			五百五	四百二十	三百四十	二百八十

「とあるのは、」

6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5	6   4
二百二十五	百七十	百三十五	百二十	七十	五十五	四十五	三十五	三十	二十	十五
二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	八十五	六十五	五十五	四十	四十	三十	二十五

6-15	二百八十	三百五
6-16	三百四十	三百八十
6-17	四百十五	四百五十五
6-18	千二百五十	

「と読み替えるものとする。」

ロ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百五十八条第一項第一号ロ中「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120

6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310
6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950

6-15	1050
6-16	1130
6-17	1250
6-18	1250

「アセット」

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80



6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225
6-9	180	255
6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
「とあるのは、」	
7-4	千二百五十
7-3	百
7-2	五十
7-1	十五
信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
ハ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合 第二百五十八条第一項第二号中「 」と読み替えるものとする。	
6-17	1250
6-18	1250

7-1	十
7-2	三十
7-3	六十
7-4	千二百五十

「と読み替えるものとする。」

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この場合において、第二百六十三条中「1（ただし、再証券化プログラムエクスポージャーについては、1.5とする。）」とあるのは、「0.5」と読み替えるものとする。

2 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について準用する。

3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失

---

実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成

---

---

十一年法律第五十八号) 第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報(延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。

）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者(オリジネーターを含む。)と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

六 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。

七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。

八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

---

- 
- 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
  - 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。
  - 十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。
  - 十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性のある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。
  - 十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。
  - 十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
  - 十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百四十八条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。）。
-

- 
- 十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。
- イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。
- ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシエの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。
- ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。
- 十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。
- イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
- ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
- 十九 投資家が次に掲げる情報を入力可能であること。
- イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
- ロ 原資産に係る延滞状況等
- ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
- 二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満た
-

していること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン  
当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける  
金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であるこ  
と。

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポー  
ジャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・  
ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資  
産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残  
高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がい  
ずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポー  
ジャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券  
化エクスポージャーの最最後のトランシェを保有し、当該証券化  
エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポ  
ージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーター  
が負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつ  
ては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券  
化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要  
件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して  
適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること



第三款 信用リスク削減手法

(証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)

第二百六十八條 銀行が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保(証券化目的導管体から提供される担保を含む。)による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第九十条に規定する適格金融資産担保

ロ 第一百五十六条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第八十九条に規定する適格金融資産担保(包括的手法を用いる場合) 第九十条に規定する適格金融資産担保)

2 | 第六章第五節並びに第一百五十四条第一項及び第四項の規定は、前

「款名を付する。」

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八條 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第二百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第三百三十一条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第二百五十四条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第二百五条から第二百二十九条まで」とあるのは「第二百五条、第二百二十八条、第二百二十九条」と読み替えるものとする。

3 | 第六章第五節の規定は、第一項（第一号イ及び第二号に係る部分に限る。）の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第百十四条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残

存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第三百三十一条及び第三百三十二条において同じ。）と読み替えるものとする。

4 第五百五十六条第四項の規定は、第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第五百五十六条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

（比例的な信用リスク削減手法の取扱い）

第二百六十九条 銀行が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化

（内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百六十九条 第五百五十四条第一項、第三項及び第四項、第五百五十六条第三項から第五項まで並びに第五百七条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に

エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 銀行が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百七十条 銀行が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法(エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該銀行が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引(当該証券化エクスポージャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。)において組成された一のトランシェとみなすものとする。

満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

- 一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百七十条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

2| 銀行が、保有する証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3| 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、銀行が保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4| 銀行が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（以下この条において「みなしトランシェ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百五十四条に規定する $\Delta$ 又は第二百六十五条に規定する $\Delta$ を算出するものとし、かつ、みなしトランシェごとにアタッチメント・ポイント(A)及びデタッチメント・ポイント(B)を算出するものとする。

5| 銀行が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー

「という。」自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百五十条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる銀行が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする<sup>9)</sup>。

一 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 前款第三目又は第七目の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、銀行が保有する階層の「三」（第二百五十八条第一項第一号ロに掲げる算式に規定する「三」）を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目又は第七目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 | 銀行が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該銀行が保有するみなしトランシェが、当初の証券

化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該最初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の三第一項(第五十七条第六項及び第六十五条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するものとする。

「一〇三 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない国内基進行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 略」

四 期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の三第一

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の三第一項(第五十七条第五項又は第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の三第一

項（第百五十七条第六項及び第百六十五条第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

4  
〔略〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・

アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ $K_{OIL}$ ）に十二・五を乗じて算出する。

〔一〇四 略〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{cop}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分 $i$ の $DF_{cop}$ は、 $\sum_{i \in ADI}$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 略〕

2  
〔略〕

（証券化エクスポージャーの個別リスク）

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポ

ージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百四十八条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値を

項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

4  
〔同上〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{cop}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分 $i$ の $DF_{cop}$ は、 $\sum_{i \in ADI}$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 同上〕

2  
〔同上〕

（標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証

券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定め



リスク・ウェイトとし、第二百八十二条又は第二百八十三条に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により銀行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百四十八条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

る要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乘じて得た額を個別リスクの額とする。  
一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	一・六	三・二
6—2	四	八
6—3	八	十八
6—4	二十八	五十二
6—5	百	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク)

第三百二条の三 第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

				信用リスク区分
				証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の場合(パーセント)
7-1	1.6	3.2		
7-2	4	8		
7-3	8	18		
7-4		百		

(内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後

のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。  
 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分		証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）	Nが六以上の場合	満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）
	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）

8   8	8   7	8   6	8   5	8   4	8   3	8   2	8   1	
八・〇〇	四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六	)である 場合 (パー セント)
	六・〇〇	四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	一・二〇	〇・九六	
			二・八〇			二・〇〇	一・六〇	
十六・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	四・八〇	三・二〇	二・八〇	二・〇〇	一・六〇	ント)
〇〇二十八・	〇十八・〇	〇十二・〇	八・〇〇	五・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・四〇	ント)

8   12	8   11	8   10	8   9
百・〇〇	五十二・〇〇	三十四・〇〇	二十・〇〇
	六十・〇	四十・〇	二十四・〇〇
	六十八・〇〇	五十二・〇〇	四十・〇

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク 区分		証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。） （の場合）	再証券化エクスポージャーの場合
当該証券	Nが六以上であり、かつ、（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最
ント	Nが六以上の場合（パーセント）		当該再証券化エクスポージャーが最

7-4	7-3	7-2	7-1	
百・〇〇	四・八〇	〇・九六	〇・五六	化エクスポージャ ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー (内部評 価方式に よる場合 を含む。 )である 場合 (パーセ ント)
	六・〇〇	一・六〇	〇・九六	
		二・八〇	一・六〇	
	十二・〇〇	三・二〇	一・六〇	優先証券 化エクスポ ージャー (内部 評価方式 による場 合を含む )であ る場合 (パーセ ント)
十八・〇〇	五・二〇	二・四〇	優先証券 化エクスポ ージャー (内部 評価方式 による場 合を含む )であ る場合 (パーセ ント)	

「条を削る。」

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

（百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

（百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。



2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

「項を削る。」

第三百二条の五 「略」

第三百二条の六 「略」

第三百二条の七 「略」

第三百二条の八 「略」

第三百二条の九 「略」

第三百二条の十 「略」

第三百二条の十一 「略」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補完機能を持つHコストラップスについては、第二百四十七条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第三百二条の六 「同上」

第三百二条の七 「同上」

第三百二条の八 「同上」

第三百二条の九 「同上」

第三百二条の十 「同上」

第三百二条の十一 「同上」

第三百二条の十二 「同上」

第三百二条の十二 [略]

第三百二条の十三 [略]

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七條第五項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第五項第五号イ、第二十八條第四項第五号イ及び第四十條第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 [略]

(經由官庁)

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七條第五項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第五項第五号イ、第二十八條第四項第五

第三百二条の十三 [同上]

第三百二条の十四 [同上]

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七條第四項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第四項第五号イ、第二十八條第四項第五号イ及び第四十條第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 [同上]

(經由官庁)

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七條第四項第五号イ、第十八條第四項第五号イ、第十九條第四項第五号イ、第二十八條第四項第五

<p>号イ又は第四十条第四項第五号イの確認を受ける場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して確認を受けるものとする。</p> <p>2 銀行は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出するものとする。</p> <p>3 銀行は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して届出するものとする。</p> <p>4 銀行は、第三百九条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出するものとする。</p>	<p>号イ又は第四十条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。</p> <p>2 銀行は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。</p> <p>3 銀行は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して届出なければならない。</p> <p>4 銀行は、第三百九条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百二十四条―第二百二十六条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百二十六条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い</p> <p>第一目 総則（第二百二十七条―第二百二十九条）</p> <p>第二目 内部格付手法準拠方式（第二百三十条―第二百三十五条）</p> <p>第三目 外部格付準拠方式（第二百三十六条―第二百三十八条）</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 「同上」</p> <p>第一節 総則（第二百二十四条―第二百二十六条）</p> <p>第二節 「同上」</p> <p>第一款 標準的手法の取扱い（第二百二十七条―第二百三十条）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い（第二百三十一条―第二百四十八条）</p>

第四目 内部評価方式（第二百三十九条―第二百三十九条の

六）

第五目 標準的手法準拠方式（第二百四十条―第二百四十四

条）

第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百四十五条）

第七目 適格の証券化エクスポージャー（第二百四十五条  
の二）

第三款 信用リスク削減手法（第二百四十六条―第二百四十八  
条）

〔第六章の二・第六章の三 略〕

第七章 マーケット・リスク

〔第一節〕第三節 略〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二  
―第二百八十条の四）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（  
第二百八十条の五・第二百八十条の六）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八  
十条の七―第二百八十条の十二）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特  
例（第二百八十条の十三）

〔第八章・第九章 略〕

附則

〔第六章の二・第六章の三 同上〕

第七章 〔同上〕

〔第一節〕第三節 同上〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二  
―第二百八十条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（  
第二百八十条の六・第二百八十条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八  
十条の八―第二百八十条の十三）

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特  
例（第二百八十条の十四）

〔第八章・第九章 同上〕

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一・二 略」

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の前資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 「略」

「三〇七の三 略」

八 標準的手法 第二十六条から第百七条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「九〇十一 略」

十二 内部格付手法 第百十八条から第百二十三条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「十二の二〇二十一 略」

二十二 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

(定義)

第一条 「同上」

「一・二 同上」

二の二 「同上」

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 「同上」

「三〇七の三 同上」

八 標準的手法 第二十六条から第百七条まで及び第百二十四条から第百三十条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「九〇十一 同上」

十二 内部格付手法 第百十八条から第百二十六条まで及び第百三十一条から第百四十八条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「十二の二〇二十一 同上」

二十二 「同上」

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターその他の者が証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 「略」

二十二の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

「二十三く七十二 略」

七十三 TRプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 「同上」

「号を加える。」

「二十三く七十二 同上」

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

七十四 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものをいう。

七十五 SAプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十三号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十六 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。  
ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。  
ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」



七十七 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 略」

「号を削る。」

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 同上」

七十五 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたつて、毎月の一定時点における銀行持株会社又はその子会社及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものととして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

「号を削る。」

「号を削る。」

「七十七の二〇八十二 略」

八十三 T L A C 規制対象銀行持株会社 銀行法第五十二条の二十の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。

八十四 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第号に規定する国内処理対象銀行、T L A C 規制対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等

七十六 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十七 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

「七十七の二〇八十二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十五 其他外部T L A C調達手段 銀行T L A C告示第四条第三項、銀行持株会社T L A C告示第四条第三項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第三項に規定する其他外部T L A C調達手段をいう。

八十六 其他外部T L A C関連調達手段 その他外部T L A C調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部T L A C調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部T L A C調達手段をいう。ただし、T L A C除外債務及びこれに相当する債務を除く。

八十七 T L A C除外債務 銀行T L A C告示第四条第四項、銀行持株会社T L A C告示第四条第四項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十八 特例外部T L A C調達手段 T L A C除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部T L A C調達手段に相当すると認められているものをいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 海外営業拠点(外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社(銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。))の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。))であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。))を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。))であつて、銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次条において同じ。))の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。))の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

〔一〕三 略〕

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 「略」

2 「略」

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 海外営業拠点(外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社(銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。))の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。))であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。))を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。))であつて、銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次条において同じ。))の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。))の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

〔一〕三 同上〕

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 略」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 「略」

(その他Tier1資本の額)

第六条 「略」

「2・3 略」

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを徐く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

「三・四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると

「一〇三 同上」

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

(その他Tier1資本の額)

第六条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。

「三・四 同上」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについて

認められる場合にあつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〕十五 略

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第七条 「略」

2 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一」四 略

五 少数出資金金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部T

やむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認を得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〕十五 同上

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第七条 「同上」

2 「同上」

「一」四 同上

「号を加える。」

L A C 調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部 T L A C 調達手段の額の合計額に占める割合を、銀行持株会社又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部 T L A C 調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第八条において同じ。）

六|| その他金融機関等のその他外部 T L A C 関連調達手段の額

3|| 前項の規定にかかわらず、T L A C 規制対象銀行持株会社については、第二条第三号の算式における T i e r 2 資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部 T L A C 関連調達手段の額

二 銀行持株会社又は連結子法人等が保有し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす少数出資金融機関等のその他外部 T L A C 関連調達手段で、銀行持株会社が第八条第七項の規定により少数出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部 T L A C 関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び同項第一号において「マーケット・メイク目的保有 T L A C」という。）のうち、保有中に次に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったものの額

イ 当該銀行持株会社又は連結子法人等の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

「号を加える。」

「項を加える。」

三 マーケット・メイク目的保有TLACの額の合計額から、前号に掲げる額及び少数出資に係る五パーセント基準額（第八条第七項第一号に規定する少数出資に係る五パーセント基準額をいう。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

4||  
[略]

5|| 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 [略]

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは変更内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 [略]

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があ

3||  
[同上]

4||  
[同上]

一 [同上]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 [同上]

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ



ると認められる場合にあつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

「六〇十 略」

6|| 「略」

(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

「イ〇二 略」

いてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

「六〇十 同上」

5|| 「同上」

(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 「同上」

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ〇二 同上」

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額から  
その他Tier 1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他  
Tier 1資本の額をいう。次号ロ及び次項第二号ロにおいて同  
じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零と  
する。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に  
掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつ  
ては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier  
2資本の額をいう。次項第二号ロ及びハにおいて同じ。)

ロ 「略」

## 2||

前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行持株会社につい  
ては、第二条の二第一項の算式における資本バッファに係る普通  
株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げ  
る額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第  
二号に掲げる額の算出に当たっては、銀行持株会社TLAC告示第  
一条第九号に規定する国内処理対象銀行持株会社グループに含まれ  
る子会社等に限る、連結の範囲に含めるものとする。

一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を  
控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTL  
AC比率(銀行持株会社TLAC告示第一条第十号に規定する最  
低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。)から八パ

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額から  
その他Tier 1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他  
Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した  
額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 「同上」

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier  
2資本の額をいう。)

ロ 「同上」

「項を加える。」

ーセント（銀行持株会社T L A C告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあっては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあっては十一・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ その他外部T L A C調達手段の額

ロ その他Tier 1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

(1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額

(2) その他Tier 1資本の額がリスク・アセットの額に一・

五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier 2資本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

ハ Tier 2資本の額からリスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 「略」

〔2〕5 略〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号並びに第七条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率（T L A C 規制対象会社又はその連結子法人等にあつては、自己資本比率又は外部 T L A C 比率（銀行持株会社 T L A C 告示第二条第一項に規定する外部 T L A C 比率をいう。）を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他 T i e r 1 資本調達手段又は T i e r 2 資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。））、その他 T i e r 1 資本調達手段に相当するもの又は T i e r 2 資本調達手段に相当するもの（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。）をいう。第十八条及び

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他 T i e r 1 資本調達手段又は T i e r 2 資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。））、その他 T i e r 1 資本調達手段に相当するもの又は T i e r 2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第十八条第四項、第二十二條第二項第一号へ、第五十四條の二の三及び第五十六條の二の三において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該

第二十二條第二項第一号へにおいて同じ。）又はその他外部Tier 1資本調達手段をいう。以下この条、第十條第二項第一号へ、第五十四條の二の三及び第五十六條の二の三において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段、Tier 2資本調達手段又はその他外部Tier 1資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（以下この項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六條第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七條第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第七條第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機

銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六條第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七條第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部T L A C 関連調達手段の額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部T L A C 関連調達手段にあつては、その他外部T L A C 関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第十一項の規定にかかわらず、銀行持株会社又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七條第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等

（）から少数出資に係る五パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。

（）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とし、T L A C規制対象銀行持株会社にあつては、当該銀行持株会社又は連結子法人等が保有しているその他外部T L A C関連調達手段の額の合計額からマーケット・メイク目的保有T L A Cの額の合計額を控除した額とする。第四号において「基準超過その他外部T L A C関連調達手段の額」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他T i e r 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他T i e r 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た

の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他T i e r 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他T i e r 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合

割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本等調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る

をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

「号を加える。」

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対



る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜へ 略〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 略〕

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段

対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜へ 同上〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 同上〕

10 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の

のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行持株会社及び連結子法人等が少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるもの

うち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行持株会社又は連結子法人等が少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調

に該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十八条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段  
〔13・14 略〕

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第二十一条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しない

達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十八条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段  
〔13・14 同上〕

（比例連結）

第九条 「同上」

ものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 〔略〕

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下この項及び第二十一条第一項第四号において同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

〔三・四 略〕

2 〔略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ〕ホ 略〕

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項

一 〔同上〕

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下この項及び第二十一条第四項において同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

〔三・四 同上〕

2 〔同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項

の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、  
その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本  
に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「略」

二 「略」

3 「略」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本  
の下限)

第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条  
各号及び第二条の第二項の算式の分母の額に八パーセントを乗じ  
て得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第  
二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用  
リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の  
部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いてい  
た手法(基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的手法をいい、  
先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十五  
条第四項において同じ。)とし、信用リスクに係る部分のうち証券  
化エクスポージャーに係る部分については銀行持株会社を標準的手  
法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法と  
し、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする

規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、そ  
の他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に  
係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「同上」

二 「同上」

3 「同上」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本  
の下限)

第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条  
各号及び第二条の第二項の算式の分母の額に八パーセントを乗じ  
て得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第  
二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用  
リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直  
前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用行にあつては標準的  
手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含  
む。第二十五条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分  
については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の  
合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法によ  
り算出した額を控除した額をいう。

計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(自己資本の額)

第十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 略〕

4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〕四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

〔5・6 同上〕

(自己資本の額)

第十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七十三 略〕

5 「略」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十五条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以

件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七十三 同上〕

5 「同上」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

三 〔略〕

四 〔略〕

2 〔略〕

〔5・6 同上〕

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十六条 〔同上〕

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の五及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額  
〔号を加える。〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

2 〔同上〕



(格付等の使用基準の設定)

第二十八条 「略」

〔2・3 略〕

4 以下この章において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付(以下この項において「格付」と総称する。)又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業者向けエクスポージャー)

第四十八条 第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。第二百四十五条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業者向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第四十三条又は第四十四条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パ

(格付等の使用基準の設定)

第二十八条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 以下この章及び第六章第二節第一款において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業者向けエクスポージャー)

第四十八条 第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。)のリスク・ウェイトは、第四十三条又は第四十四条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

ーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第五百五十六条の二の三及び第五百五十六条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第五十四条の四の二 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五百五十六条の二の三において同じ。）の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

計額に占める割合を、当該標準的手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の四の二第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額及び銀行持株会社TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第四十一条に定めるところによる。

（リスク・ウェイトのみなし計算）

第五十四条の五 標準的手法採用行は、保有するエクスポージャー（

「条を加える。」

出資の性質を有するものに限る。以下この条、第二百二十八条第七項及び第四百四十五条において「保有エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 標準的手法採用行は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第二百二十八条第七項及び第四百四十五条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第四百四十五条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与

---

信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 標準的手法採用行は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたりリスク・ウェイトを用いることができる。

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第

---

一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第百四十五条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たつては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一

号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法採用行が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセン

ト  
10 標準的手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(S A I C C R)

第五十七条の二 「略」

〔2～16 略〕

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \left] + \max \left[ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{f x_{MA,collect}}) - C_{MA,post} \times \frac{(1 + H_{C_{MA,post}} + H_{f x_{MA,post}})}{}$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

$V_{NS}$ は、NSに含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場

(S A I C C R)

第五十七条の二 「同上」

〔2～16 同上〕

17 「同上」

$$RC = \max \left[ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \left] + \max \left[ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{f x_{MA,collect}}) - C_{MA,post} \times \frac{(1 + H_{C_{MA,post}} - H_{f x_{MA,post}})}{}$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

$V_{NS}$ は、NSに含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場



合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, collect}$  は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA, post}$  は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{oMA, post}$  は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, post}$  は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

18 [並]

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

【一〜三 略】

四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するもの

合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, collect}$  は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA, post}$  は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{oMA, post}$  は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, post}$  は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

18 [同上]

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十七条 [同上]

【一〜三 同上】

四 [同上]

を除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十一条又は第四十二条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十二条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「略」

〔五〇七 略〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十一条又は第四十二条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十二条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「同上」

〔五〇七 同上〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十二条 「同上」

一 「同上」

場合	適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等		残存期間	ボラティリティ調整率						
	信用リスク区分が 1―1、2―1、 4―1、5―1、 6―1、6―2、 6―3、6―4若 しくは7―1の場 合又は第六十七 条第三号に該当する	一年以下					〇・五	特定の発行 体の場合（ パー セント	特定の発行 体以外の発 行体であつ て証券化エ クスポート （	証券化エク スポート パーセント
	6―1、6―2、 6―3、6―4若 しくは7―1の場 合又は第六十七 条第三号に該当する	一年超五年 以下					二	パーセント	クスポート （	パーセント
	6―1、6―2、 6―3、6―4若 しくは7―1の場 合又は第六十七 条第三号に該当する	五年超					四	パーセント	クスポート （	パーセント

場合	適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等		残存期間	ボラティリティ調整率						
	信用リスク区分が 1―1、2―1、 4―1、5―1、 6―1若しくは7 ―1の場合又は第 六十七条第三号に 該当する場合	一年以下					〇・五	特定の発行 体の場合（ パーセント	特定の発行 体以外の発 行体であつ て証券化エ クスポート （	証券化エク スポート パーセント
	6―1若しくは7 ―1の場合又は第 六十七条第三号に 該当する場合	一年超五年 以下					二	パーセント	クスポート （	パーセント
	6―1若しくは7 ―1の場合又は第 六十七条第三号に 該当する場合	五年超					四	パーセント	クスポート （	パーセント

[略]	信用リスク区分が 1―2、1―3、 2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―5、 6―6、6―7、 6―8、6―9、 6―10、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十七条 第五号の条件を満 たす場合	一年以下	一年超五年 以下	一年以下	一年超五年 以下
	五年超	以下	三	六	十二
	六	六	二	十二	二十四
	十二	十二	四	二十四	二十四

(注) [略]

二 [略]

2 [略]

(プロテクションを提供した場合)

第百十四条 標準的手法採用行がファースト・トウ・デフォルト型ク  
レジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合に

[同上]	信用リスク区分が 1―2、1―3、 2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十七条 第五号の条件を満 たす場合	一年以下	一年超五年 以下	一年以下	一年超五年 以下
	五年超	以下	三	六	十二
	六	六	二	十二	二十四
	十二	十二	四	二十四	二十四

(注) [同上]

二 [同上]

2 [同上]

(プロテクションを提供した場合)

第百十四条 標準的手法採用行がファースト・トウ・デフォルト型ク  
レジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合に

は、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

(プロテクションを提供した場合)

第一百六条 第一百四条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによつてプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク

において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用行は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2||

前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第一百六条 第一百四条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによつてプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出したなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイト

・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第二百二十八条 「略」

〔2〕6 略〕

7 内部格付手法採用行が、第四百四十五条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー（同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）  
第二百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第二百二十八条 「同上」

〔2〕6 同上〕

〔項を加える。〕

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）  
第二百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

- 一 「同上」

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第五十二条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。））、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十五条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第四百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五百五十六条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十五条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「略」

ハ 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ニ 「略」

ホ 「略」

二 国内基進行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額  
イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエ

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第五十二条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。））、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第五百五十六条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

ニ 「同上」

二 「同上」  
イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエ

クスポートジャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十四条第一項第二号に掲げるD(1)(G)方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十五条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第五百五十六条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第五百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第五百五十六条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五百五十六条の四の二第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十五条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「略」

ハ 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ニ 「略」

ホ 「略」

（事業法人等向けエクスポージャー（EAD）

クスポートジャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十四条第一項第二号に掲げるD(1)(G)方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第五百五十六条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第五百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第五百五十六条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

ニ 「同上」

（事業法人等向けエクスポージャー（EAD）



第三百三十五条 [略]

〔2〕4 略

5|| 事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法採用行は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| [略]

(マチュリテイ)

第三百三十六条 [略]

2 [略]

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリテイは、一日以上の実効マチュリテイを用いるものとする。

〔一・二 略〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 [略]

〔4〕8 略

第三百三十五条 [同上]

〔2〕4 同上

〔項を加える。〕

5|| [同上]

(マチュリテイ)

第三百三十六条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 [同上]

〔4〕8 同上

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百十三条 「略」

2 「略」

3 リテール向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法採用行は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

4|| 「略」

1 (内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百十五条 内部格付手法採用行は、保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 内部格付手法採用行は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百十三条 「同上」

2 「同上」

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ。

4|| 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済みの信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用行が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5|| 「同上」

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百十五条 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合は、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもつて当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができるとができる。

満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3

前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百三十条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（二に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百三十五条第六項又は第百四十三条第四項の規定により算出されるEADの二・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商

2

前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3

内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができないう場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部

品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替える」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用行が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 内部格付手法採用行が第二百二十六条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用行が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。） 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式

5 内部格付手法採用行は、第二項の場合において、保有エクスポ

格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセン

ジャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときは、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用行とみなして、第三百三十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「イに掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十四条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用行とみなして、第三百三

トを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

十条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとし、当該リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

内部格付手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことが

できないときであつて、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ

8 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用行を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第三百三十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。

この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「内部に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十四条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用行を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第三百三十条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該内部格付手法採用行を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

9 | 内部格付手法採用行が、第二項又は第七項の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上



で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10) 内部格付手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスポージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

11) 内部格付手法採用行は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十八条 [略]

[2・3 略]

4 先進的内部格付手法採用行は、第三百三十四条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、「GDの自行推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十四条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

[5・9 略]

（購入債権における保証の取扱い）

第五十一条 [略]

[2・4 略]

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスク

第四百四十八条 [同上]

[2・3 同上]

4 先進的内部格付手法採用行は、第三百三十四条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、「GDの自行推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十四条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

[5・9 同上]

（購入債権における保証の取扱い）

第五十一条 [同上]

[2・4 同上]

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから

から生じる損失額について最劣後の信用補充を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、次章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百三十五条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百三十五条第五項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6|| 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であつて、内部格付手法採用行が同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法採用行は、譲渡した債権のデイスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

7|| 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第二百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

生じる損失額について最劣後の信用補充を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百四十一条第一項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

「項を加える。」

6|| 「同上」

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第二百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第一百五十六条の四の二 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段)にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この項において「発行者」という。)が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、当該内部格付手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に關するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三百三

にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

「条を加える。」

十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額及び銀行持株会社TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第三百三十一条から前条までに定めるところによる。

（情報の利用）

第六十三条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する機関（第九十一条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（第七十八条第二項第三号及び第九十一条において「外部格付」

（情報の利用）

第六十三条 「同上」

2 「同上」

3 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

という。)を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百十七条 内部格付手法採用行は、第四百四十四条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十四条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第百十九条、第百二十二条及び第百二十三条の規定は、内部格付手法採用行が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第百二十二条第一項のK<sub>REB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>REB</sub>を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百十七条 内部格付手法採用行は、第四百四十四条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合(第四百四十五条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。)  
は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十四条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

「条を削る。」

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十五条 銀行持株会社は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該銀行持株会社が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行持株会社の倒産手続等においても当該銀行持株会社又は当該銀行持株会社の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行持株会社から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関

第二百二十五条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・

ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

二 信用補完機能を持つノーストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十六条 銀行持株会社は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 「同上」

二 当該銀行持株会社が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行持株会社の倒産手続等においても当該銀行持株会社又は当該銀行持株会社の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行持株会社から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関

する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百四十五条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 略〕

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該銀行持株会社が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 略〕

六 〔略〕

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該銀行持株会社の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたら

する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該銀行持株会社が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕



す早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

イ 当該銀行持株会社の保有する持分が当該銀行持株会社以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該銀行持株会社の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該銀行持株会社の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該銀行持株会社の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該銀行持株会社の持分の損失リスクを増加させる変更

九|| 「略」

2 第四章第五節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、第九十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百九条及び第百十条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 「略」

七|| 「同上」

2 第四章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 「同上」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における銀行持株会社の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補充の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

〔ロ〕ホ 略〕

三 〔略〕

3|| オリジネーターである銀行持株会社は、資産譲渡型証券化取引において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合成型証券化取引において、前項の規定により第四章第五節の規定が準用される場合であつて、これらの証券化取引が、次に掲げる場合のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行持株会社が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を

二 〔同上〕

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補充の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

〔ロ〕ホ 同上〕

三 〔同上〕

〔項を加える。〕

有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである銀行持株会社に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである銀行持株会社の権利を実質的に劣後させない場合

三 銀行持株会社が以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である銀行持株会社の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4||  
「略」

（証券化取引のデュー・デイリジエンス等）

第二百二十六条 銀行持株会社は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

3||  
「同上」

「条を加える。」

- 
- 三 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
  - 四 銀行持株会社が、第一条第二号の二ただし書の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマン스에係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
  - 五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成していること。
  - 2 次節の規定にかかわらず、銀行持株会社は、前項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
  - 3 銀行持株会社は、第一項の場合において、当該銀行持株会社が証券化エクスポージャー（第二百二十九条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該銀行持株会社がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値
-

---

(千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント)を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトランシェを均等に保有し(信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。)、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェが五パーセント未満であつて、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認め

---

られること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百二十六条の二 銀行持株会社は、一の証券化取引（再証券化取引を除く。）において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額（第二百二十六条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額（銀行持株会社が内部格付手法採用行であつて、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法採用行とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該銀行持株会社の持分比率（一のトランシェについて当該銀行持株会社が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

二 銀行持株会社が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

「条を加える。」

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用行が、第十三条第一項及び第二十五条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー（第十三条第一項及び第二十五条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。）

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該銀行持株会社の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額×K<sub>P</sub>×P

K<sub>P</sub>は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールがIRBプールである場合にあつては第二百三十二条の規定に基づいて算出されるK<sub>IRB</sub>を、SAプールである場合にあつては第二百四十三条の規定に基づいて算出されるK<sub>SA</sub>を、混合プールの場合にあつては裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百三十二条の規定に基づいて算出されるK<sub>MB</sub>と当該部分以外の部分について第二百四十三条の規定に基づいて算出されるK<sub>SA</sub>とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。）

PIは、トランジェゴとに算出した当該銀行持株会社の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補充機能を持つH/オストリップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

(重複するエクスポージャーの取扱い)

第二百二十六条の三 銀行持株会社は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該銀行持株会社が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該銀行持株会社は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

「条を加える。」

第二節 「同上」

第一款 標準的手法の取扱い



(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十六条の四

銀行持株会社は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 信用補完機能を持つコレストリップス 千二百五十パーセント  
二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

一 銀行持株会社が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額

二 オリジネーターである銀行持株会社が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額(返金を要しないものに限る。) 当該証券化取引について銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャー(この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)の額

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エク

「条を加える。」

ポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント

4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。

5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用行又は内部格付手法採用行が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEBCの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEBCの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。」

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十七条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与す

					信用リスク区分
6—5	6—4	6—3	6—2	6—1	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）
千二百五十		百	五十	二十	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
		二百二十五	百	四十	

る格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

		ロ イ以外のとき。						
	信用リスク区分							
6—5		証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）		二十		再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）		
6—4	三百五十	百	五十	四十				
6—3		二百二十五						
6—2		百						
6—1		千二百五十						
		二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。						

信用リスク区分	
7-1	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の場合(パーセント)
7-2	二十
7-3	五十
7-4	百
	再証券化エクスポージャーの場合(パーセント)
	四十
	二百二十五
	千二百五十

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 銀行持株会社が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が

---

証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第百条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行持株会社が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行持株会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 銀行持株会社が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

---

---

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 銀行持株会社が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 第三十一条の規定は、銀行持株会社が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準

---

---

用する。

6 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーに対して当該銀行持株会社により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十二条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要なでない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）

---



をいう。以下同じ。）であること。

二 銀行持株会社が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

二 銀行持株会社が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

「条を削る。」

- オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。
- 一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント
  - 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
  - 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
  - 四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント
- 2 銀行持株会社は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 銀行持株会社がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバテ

「条を削る。」

「条を削る。」

イブを提供している場合、当該銀行持株会社は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2 第四章第五節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十二条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

第二百三十条 銀行持株会社は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、タム型(信用供与の期間及び額が定められているもの)をいう。以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のい

ずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行持株会社が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである銀行持株会社に遡及しない場合

三 銀行持株会社が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である銀行持株会社の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」

とは、次の表に掲げる掛目をいう。

		リテール向け エクスポージ ヤーの場合		
百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	合	任意の時期に無条件で取消し可能で ある場合 (パーセント)	上記以外の 場合 (パーセント )
一	零		掛目	掛目：九十

	<p>任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)</p>	<p>上記以外の場合 (パーセント)</p>
--	---	----------------------------

  

<p>右記以外の場合</p>				
<p>掛目…九十</p>	<p>二十五未満</p>	<p>五十未満二十五以上</p>	<p>七十五未満五十以上</p>	<p>百未満七十五以上</p>
<p>掛目…九十</p>	<p>四十</p>	<p>二十</p>	<p>十</p>	<p>二</p>

  

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。以下同じ。  
 ・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。  
 (注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス

リテール向け エクスポージ ヤーの場合						
五十未満	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	合	トラッピング・ポイン ト（エクセス・スプレ ッドの留保が求められ ていない証券化取引で は、トラッピング・ポ イントの値は四・五パ ーセントとする。）に 対する三月の平均エク セス・スプレッドの割
百	五十	十五	五	零	掛目	掛目…百

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い

第一目 総則

(リスク・ウェイトの算出)

第二百二十七条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

第二百二十八条 HRBプールの証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェ

右記以外の場 合	掛目…百	掛目…百
-------------	------	------

第二款 内部格付手法の取扱い

「目名を付する。」

「条を加える。」

「条を加える。」



- 
- イトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式を用いるものとする。
- 一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百三十七条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式
- 3 内部格付手法採用行は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。
- 4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。
- 一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをS&Pプールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウエイトの算出方式
- 5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、標準的手法準
-

抛方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二十九条 銀行持株会社が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

## 第二目 内部格付手法準抛方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十条 内部格付手法準抛方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に

「条を加える。」

「目名を付する。」

「条を加える。」

応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

一 デタッチメント・ポイント (D) (第二百三十四条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  (第二百三十二条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ )) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) (第二百三十四条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{IRB}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が  $K_{IRB}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己

資本率

( $K_{RB}$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{RB})}$ ))

第二百三十一条 前条第二号及び第三号に規定する $K_{RB}$ 超過部分の所

要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{RB})}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をさす。

$$K_{SSFA(K_{RB})} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = - (1 / (p * K_{RB}))$$

$$u = D - K_{RB}$$

$$l = \max (A - K_{RB}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタツチメント・ポイント (A)

Dは、デタツチメント・ポイント (D)

pは、第二百三十五条の規定により算出されるパラメーター (p)

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{RB}$ ))

第二百三十二条 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化

エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{RB}$ ) は、裏付資産のエクスポージャー

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十一条 内部格付手法採用行は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、銀行持株会社がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百二十七条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 内部格付手法採用行は、格付又は第二百三十四条第

二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算

(オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。) について内部格付手法により算出される所要自己資本の額(期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。)の合計額(以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 | 前項の(2)の算出に当たつて、証券化取引において、証券化目的導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3 | 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たつては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。

4 | 第一項の(2)の算出に当たつて、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引(クレジット・デフォルト・スワップを除く。)が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産の

出しなければならぬ。

2 | 第二百二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 | 内部格付手法採用行は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

4 | 内部格付手法採用行は、ABCPプログラム(ABCPの満期が一年以内のものに限る。)に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

5 | 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

エクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の $P_{EB}$ の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー(次の算式の $P$ が九十五パーセント以上となるものに限る。)である場合には、前一条の $K_{REB}$ は次に掲げる算式により得られる値とする。

$$\text{裏付資産の所要自己資本率} = d \times K_{REB} + (1-d) \times K_{SA}$$

d、 $K_{REB}$ 及び $K_{SA}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分の $P$

クスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

K<sub>RB</sub>は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について前項までの規定を適用して算出されるK<sub>RB</sub>

K<sub>SA</sub>は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百四十三条の規定により算出されるK<sub>SA</sub>

(K<sub>RB</sub>算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の適用)

第二百三十三条 内部格付手法採用行が前条第一項のK<sub>RB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>SA</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質の全てを有する事業法人等向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用行が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であつて、第三項において適用する規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第四百四十六条及び第四百四十八条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD、E<sub>1</sub>及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法

(所要自己資本の上限)

第二百三十三条 内部格付手法採用行が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百二十五条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャープール」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーの」とあるのは「原資産プールの」と、「原資産プールの事業法人等向けエクスポージャーの」と、「当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは、「当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、同条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「Emission」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのEmission」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごと」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャーごと」と、同条第九項中「内部格付手法採用行」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリティ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリティ(実効)」と読み替えるものとする。



一 オリジネーター（第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。）が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用行が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行が、証券化取引に係る契約条件に従って当該内部格付手法採用行の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法採用行が前条第一項の $\alpha$ 及び同条第八項に掲げる算式の $\beta$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用行が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であつて、次項において準用する規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第四百十六条及び第四百十九条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、こ

これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、第四百九条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「E<sub>Acquisition</sub>」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのE<sub>Acquisition</sub>」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3

第二百六条から第二百十条までの規定は、前二項の場合について適用する。この場合において、これらの規定（第二百七条第一項及び第二百十条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百六条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百七条第一項及び第四項中「E<sub>Acquisition</sub>」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのE<sub>Acquisition</sub>」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事

業法人等向けエクスポージャーについて」と、「場合又はEL<sub>institution</sub>」  
とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法人等向けエク  
スポージャーのEL<sub>institution</sub>」と、「購入リテール向けエクスポージャー  
について」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエク  
スポージャーについて」と、「LGD又はEL<sub>admission</sub>」とあるのは「LGD又  
は原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーのEL<sub>institution</sub>  
」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテー  
ル向けエクスポージャーの属するプール」とあるのは「これらのエ  
クスポージャーの属するプール」と、同項並びに第二百十条第一項  
、第四項及び第六項中「購入債権の質」とあるのは「原資産の質」  
と、第二百七条第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とあるのは「  
証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、契約期間  
中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージ  
ヤーの種類、額、契約期間中の当該エクスポージャーの質」と、「  
当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産プールに関連す  
る」と、第二百八条第一項及び第二百九条中「購入リテール向けエ  
クスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入  
事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構  
成するエクスポージャー」と、第二百八条第一項中「トップ・ダウ  
ン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー  
については」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向け  
エクスポージャーについては」と、同条第二項中「適格購入事業法  
人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する

エクスポージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、第二十條中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法採用行」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「

原資産プールを構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び「希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第二百十条第三項から第七項（第三号を除く。）までに規定する要件を満たすに当たり、証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用行自らが満たすことができない場合には、当該内部格付手法採用行に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

(ア) アタッチメント・ポイント (B) 及びデタッチメント・ポイント (B)

第二百三十四条 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント (B) は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ

象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポージャーと同順位であるトランシェ（自己が保有する証券化エクスポージャーの額を含む。）の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

2| 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるデータツチメント・ポイント(E)は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

3| 前二項において証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額を算出するに当たっては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金勘定（信用補完を提供するものに限る。次項において同じ。）にその構成資産を含めることができる。

4| 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェとして取り扱うものとする。

、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。  
一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
	Nが六以上の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優
	Nが六未満の場合	優先証券化エクスポージャーが最優
	（パーセント）	（パーセント）
	（内部評価方式による場合を含む。）	（内部評価方式による場合を含む。）
	（パーセント）	（パーセント）

8-9	8-8	8-7	8-6	8-5	8-4	8-3	8-2	8-1	
二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十	八	七	)である 場合 (パー セント)
		七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二	
				三十五			二十五	二十	
三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十	ント)
五百	三百五十	二百二十 五	百五十	百	六十五	五十	四十	三十	ント)

8—12	8—11	8—10
千二百五十	六百五十	四百二十五
	七百五十	五百
	八百五十	六百五十

(注) Nとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)		再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャー(パーセント)	Nが六未満の場合(パーセント)	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
ポージャ	ポージャ	ポージャ	化エク	化エク



2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー	7-4								
	千二百五十	7-3	六十	十二	七	ポ ー ジ ャ ー が 最 優 先 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー （ 内 部 評 価 方 式 に よ る 場 合 を 含 む ） で あ る 場 合 （ パ ー セ ン ト ）			
		七十五		二十	十二				
				三十五	二十				
		百五十	四十	二十					
	二百二十 五	六十五	三十						

(第二百三十二条第二項において準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百二十七条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用行は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十五条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エ

(パラメーター)(ウ)

第二百三十五条 第二百三十一条に掲げる算式の「パラメーター」



	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー である場 合	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー である場 合	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー でない場 合	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー でない場 合	スポージ ャーであ る場合	スポージ ャーでな い場合
A	$\overline{0}$	$\overline{0.11}$	$\overline{0.16}$	$\overline{0.22}$	$\overline{0}$	
B	$\overline{3.56}$	$\overline{2.61}$	$\overline{2.87}$	$\overline{2.35}$		
C	$\overline{\Delta 1.85}$	$\overline{\Delta 2.91}$	$\overline{\Delta 1.03}$	$\overline{\Delta 2.46}$	$\overline{\Delta 7.48}$	$\overline{\Delta 5.78}$
D	$\overline{0.55}$	$\overline{0.68}$	$\overline{0.21}$	$\overline{0.48}$	$\overline{0.71}$	$\overline{0.55}$
E	$\overline{0.07}$				$\overline{0.24}$	$\overline{0.27}$

2 IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター (a) を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該IRBプールのパラメーター (a) とする。

$$g = \frac{(1-c)^c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1-c)$$

$$d = 1 - (1-h) \cdot (1 - \text{Beta}[K_{res}; a, b])$$

$$K[L] = (1-h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b])L + \text{Beta}[L; a + 1, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、 $K_{res}$ 、N、 $\underline{LGD}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

$K_{res}$  次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百六十一条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

$\underline{LGD}$  第二百七十三条第五項又は第二百六十二条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリス

3 | 第二百二十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(ε)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4 | 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数(Σ)」とは、「次に掲げる算式により算出される値をいう。」

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第 i 番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

5 | 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD(LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第 i 番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)の加重平均LGD

6 | 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合で

ク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とするこ  
とができる。

あつて、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第百五十一条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付資産総額に占める割合 (C) が〇・〇三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数 (N) を次の算式で求められる値とし、LGDを〇・五〇とすることができ。ただし、C以外のCが明らかでない場合には、Nを1/Cとすることができ。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C<sub>m</sub>は、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間 (M)」は、次に掲げる計算方式のいずれかを用いて算出される期間 (一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。) とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポ

ージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

一 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間（年）

### 第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十六条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める比率とする。

「目名を付する。」

(所要自己資本率 (K<sub>req</sub>))

第二百三十六条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (K<sub>req</sub>)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（ニ）をいう。以下この目及び第七目において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分		証券化エクスポージャーの残存期間	
		一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	15	20	30
6-2	15	30	30

合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に係る証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。



6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5	6   4	6   3
二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十	三十	二十五
二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十	四十五	四十

6 14	二百五十	二百八十
6 15	三百十	三百四十
6 16	三百八十	四百二十
6 17	四百六十	五百五
6 18	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が十五パーセントを下回るときには、十五パーセント)となる。

$$R \times [1 - \min(T, 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年

の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポンダーのデタッチメント・ポイント(D) からアタッチメント・ポイント(A) を控除して得られる数値

信用リスク区分	証券化エクスポンダーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180

$\overline{6-7}$	$\overline{120}$	$\overline{210}$
$\overline{6-8}$	$\overline{170}$	$\overline{260}$
$\overline{6-9}$	$\overline{220}$	$\overline{310}$
$\overline{6-10}$	$\overline{330}$	$\overline{420}$
$\overline{6-11}$	$\overline{470}$	$\overline{580}$
$\overline{6-12}$	$\overline{620}$	$\overline{760}$
$\overline{6-13}$	$\overline{750}$	$\overline{860}$
$\overline{6-14}$	$\overline{900}$	$\overline{950}$
$\overline{6-15}$	$\overline{1050}$	
$\overline{6-16}$	$\overline{1130}$	
$\overline{6-17}$	$\overline{1250}$	
$\overline{6-18}$	$\overline{1250}$	

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、同表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エク

スポンジジャーのリスク・ウェイトとする。

(推定格付の利用に関する運用要件)

第二百三十七条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付(第四号において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 銀行持株会社が、当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体

(信用補充レベル(C))

第二百三十七条 第二百三十五条第一項第二号ロに掲げる「信用補充レベル(C)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補充レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補充の効果を勘案してはならない。

3 信用補充レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補充機能を持つNOSTリップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補充レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

第二百三十八条 証券化エクスポージャー(参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第百条各号に掲げるもの(以下この号において「適格保証人等」という。)に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

2 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」

(エクスポージャーの厚さ(ロ))

第二百三十八条 第二百三十五条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ(ロ)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条(第二項及び第三項を除く。)から第五十七条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行持株会社が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
  - 二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
  - 三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
  - 四 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該銀行持株会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。
- 3 第三十一条の規定は、銀行持株会社が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
  - 4 第二十八条の規定は、銀行持株会社が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第六章」と読み替えるものとする。



5 銀行持株会社の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

#### 第四目 内部評価方式

##### (内部評価方式の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスポージャー(ABCPプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであつて無格付のものに限る。)のリスク・ウェイトを算出することができる。

「目名を付する。」

##### (エクスポージャーの実効的な個数(N))

第二百三十九条 第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数(N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

(承認申請書の提出)

第二百三十九条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（銀行持株会社がESGプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合（G）が明らかかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数（N）を算出することができる。

$$N = \frac{1}{G_1}$$

「条を加える。」

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日
- 二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第二百三十九条の三 金融庁長官は、内部評価方式の使用について第二百三十九条の承認をしようとするときは、内部格付手法採用行が内部評価方式の使用を計画するABCPプログラムの運営が次項に規定する「ABCPプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該内部格付手法採用行による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか(次条において「承認の基準」という。)を審査するものとする。

2 前項の「ABCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百三十八条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。

- 二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法(ストレス・ファクターを含む。)を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性につ

「条を加える。」

---

いて検討するものであること。

三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。

四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

七 ABCPプログラムにおいてサービスの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。

八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービスラーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。

3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

---

- 
- 一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
  - 二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行持株会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
  - 三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。
  - 四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレステスト・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。
  - 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレステスト・ファクターを用いること。
  - 六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行
-

う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくBCRに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号の監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百三十九条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

「条を加える。」

三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合

2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採用行は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百三十九条の五 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不相当と判断したときは、第二百三十九条の承認を取り消すことができる。

(リスク・ウェイト)

第二百三十九条の六 内部格付手法採用行は、第二百三十九条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付にひも付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百三十六条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

「条を加える。」

「条を加える。」

「目名を付する。」

(裏付資産の加重平均 LGD) (LGD)

第二百四十条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポ

ージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応  
じて、当該各号に定める比率とする。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) が  $K_A$  (第二百四十二条の規定  
により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (  $K_A$  ) をいう。以下同じ。) 以下の場合、千二百五十パーセント
- 二 アタッチメント・ポイント (E) が  $K_A$  以上の場合、次条の規定  
により算出される  $K_A$  超過部分の所要自己資本率 (  $K_{SSFA}(K_A)$  ) に十  
二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポー  
ジャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセン  
ト、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセント  
を下回る場合にあつては十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (E) が  $K_A$  未満であり、かつ、デタ  
ッチメント・ポイント (D) が  $K_A$  を超える場合、次に掲げる算式  
により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャー  
について百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、そ  
れ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回  
る場合にあつては十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA}(K_A) \right]$$

$K_{SSFA}(K_A)$  は、次条の規定により算出される  $K_A$  超過部分の所要自己  
資本率

銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーが無格付である

第二百四十条 第二百三十五条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均

LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub> は、第 i 債団のエクスポージャー (同一債団内に対する複数の  
エクスポージャーの平均) の LGD

2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、  
前項の規定にかかわらず、LGD を第二百五十一条第五項に掲げる算式  
により算出される値とする。

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわら  
ず、LGD を百パーセントとする。

4 第二百五十一条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用行が、  
裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理  
する証券化エクスポージャーについて、当該裏付資産の加重平均 LGD  
を算出する場合に準用する。



場合(第二百三十七条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。)であつて、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの(以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3 | 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 | 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定するものは、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの

裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について、 $\Sigma$ を算出するに当たっては、同条、第二百四十二条及び第二百四十四条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率（ $\Sigma$ ）は、零とする。

（ $K_A$ 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA}(K_A)$ ））

第二百四十一条 前条第一項第二号及び第三号の $\Sigma$ 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA}(K_A)$ ）は、次に掲げる算式により算出される値をいふ。

$$K_{SSFA}(K_A) = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び $K_A$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底（2.71828を用いるものとする。）

Aは、アタツチメント・ポイント（A）

Dは、デタツチメント・ポイント（D）

pは、1（ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。）

$K_A$ は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率

（ $\Sigma$ 及びLGDの計算における簡便法）

第二百四十一条 第二百三十五条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、 $\Sigma$ 及び $\Sigma$ を零とすることができる。

2 第二百三十九条第三項に規定する（G）が0・0三以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、LGDは0・五〇とし、エクスポージャーの実効的な個数（ $\Sigma$ ）は、第二百三十九条第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、 $C_m$ が明らかでない場合は、 $N$ を1とする（ $\frac{1}{q}$ ）がよい。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K))

第二百四十二条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>SA</sub>) 及び第二百四十四条の規定により算出される原資産プールの延滞率 (K<sub>W</sub>) を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 前項のK<sub>SA</sub>を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式によりK<sub>SA</sub>を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分について前項に規定するK<sub>W</sub>及び次条に規定するK<sub>SA</sub>をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{subpool 1}}{EAD_{Total}} \times K_{subpool 1} \right) + \frac{EAD_{subpool 2}}{EAD_{Total}}$$

EAD<sub>Subpool 1</sub>、EAD<sub>Subpool 2</sub>、EAD<sub>Total</sub>及びK<sub>Subpool 1</sub>は、それぞれ次に掲げるものとする。

(内部評価方式)

第二百四十二条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 内部格付手法採用行は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百三十四条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

EAD<sub>Subpool1</sub>は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

EAD<sub>Subpool12</sub>は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

EAD<sub>Real</sub>は、裏付資産のエクスポージャーの総額

K<sub>Subpool1</sub>は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出したK<sub>1</sub>

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>std</sub>))

第二百四十三条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>std</sub>) は、サブプール又は混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)について標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。)の合計額(以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものである。

2 前項の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的の導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要で

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十三条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該プログラムを購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行持株会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

ないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。<sup>9)</sup>

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する銀行持株会社が裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4 第一項の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

と。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレステスターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレステスターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレステスターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部評価手法

- 
- を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。
- 九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。
- 十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCを担当する営業部門から独立していること。
- 十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。
- 十二 ABCプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。
- 十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
- 十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
- イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
- ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
- ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
- 十五 ABCプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの
-

(原資産プールの延滞率(三))

第二百四十四条 第二百四十二条第一項の原資産プールの延滞率(三)

は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

- 一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由
- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十四条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャー

については外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 第二百三十五条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補充に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をも

第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十五条 銀行持株会社は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 当該最優先証券化エクスポージャーがSAプールに係る証券化エクスポージャーである場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化

つて、信用リスク・アセットの額とすることができる。

「目名を付する。」

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百四十五条 第二百二十八条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。



エクスポージャーであり、銀行持株会社が内部格付手法準拠方式を用いる場合、当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、銀行持株会社が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合、第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

#### 第七目 適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十五条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわ

「目を加える。」

らず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百三十五条第一項に規定するパラメーター (p) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \overline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 $K_{RB}$ にあつては第二百三十二条に定めるところにより、 $N$ 、 $\overline{LGD}$ 、 $M$ 、 $A$ 、 $B$ 、 $C$ 、 $D$ 及び $E$ にあつては第二百三十五条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百三十六條第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。



	6   18	6   17	6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7
千二百五十	四百六十	三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	
	五百五	四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	

6   8	6   7	6   6	6   5	6   4	6   3	6   2	6   1		信用リスク区分
四十五	三十五	三十	二十	十五	十五	十			証券化エクスポージャーの残存期間
五十五	四十	四十	三十	二十五	二十	十五	十	(パーセント) 一年	
									(パーセント) 五年

「とあるのは、」

口 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であつ  
「と読み替えるものとする。」

6   18	6   17	6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9
千二百五十	四百十五	三百四十	二百八十	二百二十五	百七十	百三十五	百二十	七十	五十五
	四百五十五	三百八十	三百五	二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	八十五	六十五

て、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百三十六条第一項第一号ロ中一

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260

6-9	220	310
6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	
6-16	1130	
6-17	1250	
6-18	1250	

「 決算書 」



信用リスク区分	証券化エクスプोजチャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225
6-9	180	255

6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	
6-18	1250	

」と読み替えるものとする。

ハ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合  
第二百三十六条第一項第二号中「

信用リスク区分

リスク・ウェイト（パーセント）

三 「と読み替えるものとする。  
標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券

7-4	7-3	7-2	7-1	信用リスク区分
千二百五十	六十	三十	十	リスク・ウェイト（パーセント）

「とあるのは、」

7-4	7-3	7-2	7-1
千二百五十	百	五十	十五

---

化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この場合において、第二百四十一条中「1（ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。）」であるのは、「0.5」と読み替えるものとする。

2 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について準用する。

3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれ

---

---

らの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で

---

- 
- 民事上の紛争が起きていること。
- 六 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。
- 七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。
- 八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。
- 九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。
- 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
- 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。
- 十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入力可能であること。
- 十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され
-

---

、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百二十六条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシエの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任

---

- 
- ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
  - 十九 投資家が次に掲げる情報を入力可能であること。
    - イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
    - ロ 原資産に係る延滞状況等
    - ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
  - 二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。
    - イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン  
当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。
    - ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。
    - ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。
-



二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

### 第三款 信用リスク削減手法

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百四十六条 銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に

「款名を付する。」

（適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い）

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第六十八条に規定する適格金融資産担保

ロ 第三百三十四条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第六十七条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合） 第六十八条に規定する適格金融資産担保

2 | 第四章第五節並びに第三百三十二条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、第三百条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第九十九条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク

削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。」と、第三百三十二条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第三百三条から第三百七条まで」とあるのは「第三百三条、第三百六条、第三百七条」と読み替えるものとする。

3| 第四章第五節の規定は、第一項（第一号イ及び第二号に係る部分に限る。）の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、第九十二条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第九九条及び第一百十条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4| 第三百三十四条第四項の規定は、第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第三百三十四条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用

行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

(比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十七条 銀行持株会社が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法(信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 銀行持株会社が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十七条 第三百三十二条第一項、第三項及び第四項、第三百三十四条第三項から第五項まで並びに第三百三十五条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

- 一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百四十八条 銀行持株会社が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法（エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該銀行持株会社が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスポージャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシェとみなすものとする。

2 銀行持株会社が、保有する証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、銀行持株会社が保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク

第二百四十八条 第二百三十条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分の EAD は、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百三十条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

・アセットの額を算出するものとする。

4 | 銀行持株会社が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（以下この条において「みなしトランシエ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十二条に規定する $\text{P}\text{B}\text{I}$ 又は第二百四十三条に規定する $\text{P}\text{B}\text{L}$ を算出するものとし、かつ、みなしトランシエごとにアタッチメント・ポイント $\text{P}$ 及びデタッチメント・ポイント $\text{D}$ を算出するものとする。

5 | 銀行持株会社が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百二十八条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシエに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる銀行持株会社が保有するみなしトランシエの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 | 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式によ

り算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト  
二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 前款第三目又は第七目の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、銀行持株会社が保有する階層の「E」（第二百三十六条第一項第一号ロに掲げる算式に規定する「E」をいう。）を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目又は第七目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 銀行持株会社が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該銀行持株会社が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等（第二百五十九

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等（第二百五十九

条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の三第一項(第三百三十五条第六項及び第四百四十三条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するものとする。

「一〇三 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行持株会社がいずれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 略」

4 期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の三第一項(第三百三十五条第六項及び第四百四十三条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行持株会社

4 「略」

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(K<sub>0.1</sub>)に十二・五を乗じて算出する。

条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の三第一項(第三百三十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

4 期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の三第一項(第三百三十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行持株会社

4 「同上」

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十八条の八 「同上」



【一〇四 略】

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{corp}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{corp}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

【六・七 略】

2  
【略】

(証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、銀行持株会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百二十六条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百六十条又は第二百六十一条に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により銀行持株会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第六章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百二十六条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは「次款(第七目を除く。)の規定

【一〇四 同上】

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{corp}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{corp}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

【六・七 同上】

2  
【同上】

(標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。  
一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)	再証券化エクスポージャーの場合(パーセント)

「と読み替えるものとする。」

7-1	信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） （パーセント）の場合	再証券化エクスポージャーの場合 （パーセント）	6-5	6-4	6-3	6-2	6-1	（パーセント）の場合
				百	二十八	八	四	一・六	

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク)

第二百八十条の三 第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

7-4	7-3	7-2
百	八	四
	十八	八

(内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の場合	再証券化エクスポージャーの場合
---------	---------------------------------	-----------------

8 — 2	8 — 1	
〇・六四	〇・五六	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
一・二〇	〇・九六	Nが六以上の場合
二・〇〇	一・六〇	Nが六未満の場合（パーセント）
二・〇〇	一・六〇	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
三・二〇	二・四〇	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）

8   11	8   10	8   9	8   8	8   7	8   6	8   5	8   4	8   3
五十二·〇〇	三十四·〇〇	二十·〇〇	八·〇〇	四·八〇	二·八〇	一·六〇	〇·九六	〇·八〇
				六·〇〇	四·〇〇	二·八〇	一·六〇	一·四四
				二·八〇				
六十·〇	四十·〇	二十四·〇	十六·〇	十二·〇	八·〇	四·八〇	三·二〇	二·八〇
六十八·	五十二·	四十·	二十八·	十八·	十二·	八·	五·二〇	四·〇〇

8 — 12	百・〇〇	〇	〇〇
<p>二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。</p>			
信用リスク 区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。） （の場合）	再証券化エクスポージャーの場合	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である。	Nが六以上の場合	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である。
Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である。	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である。	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である。



---

、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行持株会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャー

---



(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の四 「略」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

「項を削る。」

に係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。)を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 「同上」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補充機能を持つノストリップスについては、第二百二十五条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において

第二百八十条の五 [略]

第二百八十条の六 [略]

第二百八十条の七 [略]

第二百八十条の八 [略]

第二百八十条の九 [略]

第二百八十条の十 [略]

第二百八十条の十一 [略]

第二百八十条の十二 [略]

第二百八十条の十三 [略]

(財務局長等への権限の委任)  
第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七條第五

、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百八十条の六 [同上]

第二百八十条の七 [同上]

第二百八十条の八 [同上]

第二百八十条の九 [同上]

第二百八十条の十 [同上]

第二百八十条の十一 [同上]

第二百八十条の十二 [同上]

第二百八十条の十三 [同上]

第二百八十条の十四 [同上]

(財務局長等への権限の委任)  
第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七條第四

項第五号イ及び第十七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 「略」

（經由官庁）

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第五項第五号イ又は第十七条第四項第五号イの確認を受ける場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由して確認を受けるものとする。

2 銀行持株会社は、第二百八十五条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を經由して提出するものとする。

3 銀行持株会社は、第二百八十七条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を

項第五号イ及び第十七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 「同上」

（經由官庁）

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ又は第十七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してしなければならない。

2 銀行持株会社は、第二百八十五条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を經由して提出しなければならない。

3 銀行持株会社は、第二百八十七条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を

<p>管轄する財務局長を経由して届け出るものとする。</p> <p>4 銀行持株会社は、第二百八十七条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出するものとする。</p>	<p>管轄する財務局長を経由して届け出なければならない。</p> <p>4 銀行持株会社は、第二百八十七条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第七章 略」</p> <p>第八章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百四十六条―第二百四十八条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百四十八条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い</p> <p>い</p> <p>第一目 総則（第二百四十九条―第二百五十一条）</p> <p>第二目 内部格付手法準拠方式（第二百五十二条―第二百五十七条）</p> <p>第三目 外部格付準拠方式（第二百五十八条―第二百六十</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第七章 同上」</p> <p>第八章 「同上」</p> <p>第一節 総則（第二百四十六条―第二百四十八条）</p> <p>第二節 「同上」</p> <p>第一款 標準的手法の取扱い（第二百四十九条―第二百五十二条）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い（第二百五十三条―第二百五十七条）</p>

条)

第四目 内部評価方式(第二百六十一条―第二百六十一条の六)

第五目 標準的手法準拠方式(第二百六十二条―第二百六十六条)

第六目 リスク・ウェイトの上限(第二百六十七条)

第七目 適格STC証券化エクスポージャー(第二百六十七条の二)

第三款 信用リスク削減手法(第二百六十八条―第二百七十条)

〔第八章の二・第八章の三 略〕

第九章 マーケット・リスク

〔第一節〕第三節 略〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例(第三百二条の二―第三百二条の四)

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例(第三百二条の五・第三百二条の六)

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例(第三百二条の七―第三百二条の十二)

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例(第三百二条の十三)

〔第十章・第十一章 略〕

〔第八章の二・第八章の三 同上〕

第九章 〔同上〕

〔第一節〕第三節 同上〕

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例(第三百二条の二―第三百二条の五)

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例(第三百二条の六・第三百二条の七)

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例(第三百二条の八―第三百二条の十三)

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例(第三百二条の十四)

〔第十章・第十一章 同上〕

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できらるもの

ロ 「略」

〔二〇五 略〕

六 標準的手法 第四十二条から第三十七条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〇十 略〕

十一 内部格付手法 第三百三十八条から第二百四十五条までに定

附則

(定義)

第一条 「同上」

一 「同上」

一の二 「同上」

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 「同上」

〔二〇五 同上〕

六 標準的手法 第四十二条から第三十七条まで及び第二百四十六条から第二百五十二条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〇十 同上〕

十一 内部格付手法 第三百三十八条から第二百四十八条まで及び

めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十一の二〇二十 略〕

二十一 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターその他の者が証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 「略」

二十一の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

〔二十二〇七十一 略〕

七十二 REプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

第二百五十三条から第二百七十条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十一の二〇二十 同上〕

二十一 「同上」

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 「同上」

〔号を加える。〕

〔二十二〇七十一 同上〕

七十二 適格流動性補充 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補充により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用される



七十三 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げる要件を満たすものをいう。

七十四 SAプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十二号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十五 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャ

ものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

一の裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

七十六 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者）をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

〔イ・ロ 略〕

〔号を削る。〕

七十三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託した者）をいう。以下この号及び第七十六号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

〔イ・ロ 同上〕

七十四 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたつて、毎月的一定時

点における信用金庫又は信用金庫連合会及び投資家の未收債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものととして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十五 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十六 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

〔七十六の二〇八十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔七十六の二〇八十一 略〕

八十二 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行 T L A C 告示」と

いう。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準(平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十三 其他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定する其他外部TLAC調達手段をいう。

八十四 其他外部TLAC関連調達手段 其他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、其他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行者が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部TLAC調達手段をいう。ただし、TLAC除外債務及

「号を加える。」

「号を加える。」

びこれに相当する債務を除く。

八十五 T L A C 除外債務 銀行 T L A C 告示第四条第四項、銀行  
持株会社 T L A C 告示第四条第四項及び最終指定親会社 T L A C  
告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十六 特例外部 T L A C 調達手段 T L A C 除外債務に相当する  
債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本  
邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部 T L A C 調達  
手段に相当すると認められているものをいう。

(自己資本の額)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

(自己資本の額)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十二 略」

5 「略」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十二 同上」

5 「同上」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項

各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（自己資本の額）

第十三条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〕三 略

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容

各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

（自己資本の額）

第十三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一〕三 同上

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容

が定められていないこと。

〔五〇十四 略〕

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〇四 略〕

5 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 〔略〕

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 〔略〕

6 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十二 略〕

5 〔略〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

が定められていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

5 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 〔同上〕

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 〔同上〕

6 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十二 同上〕

5 〔同上〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本



の下限)

第十八条 「略」

〔2・3 略〕

- 4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第二号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二条 「略」

2 「略」

- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において

の下限)

第十八条 「同上」

〔2・3 同上〕

- 4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において

同じ。)が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行  
う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容  
が定められていないこと。

〔五〇十四 略〕

4  
〔略〕

(その他Tier 1資本の額)

第二十三条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に  
掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に  
規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する  
ものを除く。)をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは  
内容の変更について、発行者の他の債務(Tier 2資本調達手  
段に該当する債務を含み、その他Tier 1資本調達手段に該当  
する債務を除く。)に対して劣後の内容を有するものであること  
。

〔三〇四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の  
目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があ  
ると認められる場合にあつては、発行後)に発行者の任意によ

同じ。)が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを  
行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容  
が定められていないこと。

〔五〇十四 同上〕

4  
〔同上〕

(その他Tier 1資本の額)

第二十三条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4  
〔同上〕

一 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更  
について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するもので  
あること。

〔三〇四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目  
的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことにつ  
いてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発

るときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5 「略」

(Tier2資本の額)

第二十四条 「略」

2 第十九条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一〇四 略」

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（

特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）

が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部T

行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 同上〕

5 「同上」

(Tier2資本の額)

第二十四条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

LAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。次号並びに第二十五条第七項及び第八項において同じ。）

六 其他金融機関等の其他外部TLAC関連調達手段の額

3 「略」

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又は其他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（其他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第三十六条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目

「号を加える。」

3 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第三十六条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目

目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

「六〇十 略」

5 「略」

(資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額)

第二十四条の二 第十九条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額（第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第二十一条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

「六〇十 同上」

5 「同上」

(資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額)

第二十四条の二 「同上」

一 普通出資等Tier1資本の額（第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第二十一条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 略

「二・三 略」

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 「略」

「2」5 略」

6 第二十二條第二項第三号、第二十三條第二項第二号及び第二十四條第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをい

「イ」ニ 同上

「二・三 同上」

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 「同上」

「2」5 同上」

6 「同上」

一 第二十二條第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをい

い、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この項及び次項第一号において同じ。）を保有している」と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 略】

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号並びに第二十四條第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項

い、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第二十七條第二項第一号において同じ。）を保有している」と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 同上】

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号及び第二十四條第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項

及び第十一項において同じ。)の対象資本等調達手段(対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第二十七条第二項第一号へにおいて同じ。)を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合)に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)

○)における当該対象資本等調達手段の額(その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額(当該額を算出する場合には、第十一項の規定にかかわらず、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することとはできないものとする。)から少数出資に係る五パーセント基準額(第二十二條第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」という。)とする。)の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに

及び第十一項において同じ。)の対象資本調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合)に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)

○)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。

次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。



掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第二十三条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第二十四条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第二十四条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た

二 第二十三条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第二十四条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第二十三条第二項第四号並びに第二十四条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十三条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本等調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜ニ 略〕

二 第二十四条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第二十四条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第二十二条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

8 第二十三条第二項第四号及び第二十四条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十三条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〜ニ 同上〕

二 第二十四条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

【二・三 略】

10 第二十二條第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第二十二條第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

【二・三 同上】

10 【同上】

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第二十二條第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項

定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 略〕

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔略〕

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔13・14 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 〔略〕

目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 同上〕

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 〔同上〕

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔13・14 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 〔同上〕

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの 〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分 ト 略 〔二・三 略〕</p> <p>3 略</p> <p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第三十条 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分 ト 同上 〔二・三 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第三十条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを</p>
---	---

乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同條第一項第五号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(普通出資等Tier1資本の額)

第三十四條 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

乗じて得た額並びに第二十二條第二項各号、第二十三條第二項各号及び第二十四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同條第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

(普通出資等Tier1資本の額)

第三十四條 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 略〕

4 〔略〕

(その他Tier1資本の額)

第三十五条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

〔五〕十四 同上〕

4 〔同上〕

(その他Tier1資本の額)

第三十五条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第三十六条 「略」

2 第三十一条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇四 略〕

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行者（以下この号において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、信用金庫連合会が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。次号並びに第三十七条第四項及

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 同上〕

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第三十六条 「同上」

2 「同上」

〔一〇四 同上〕

〔号を加える。〕



び第五項において同じ。)

六 其他金融機関等の其他外部T L A C 関連調達手段の額

3 [略]

4 第一項及び前項の「Tier 2 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1 資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 [略]

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier 1 資本調達手段又はTier 2 資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 [略]

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [略]

「号を加える。」

3 [同上]

4 [同上]

一 [同上]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 [同上]

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [同上]

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

「六〇十 略」

5 「略」

(資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額)

第三十六条の二 第三十一条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額(第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第三十三条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

「イ」ニ 略」

「二・三 略」

(調整項目の額の算出方法)

第三十七条 「略」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

「六〇十 同上」

5 「同上」

(資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額)

第三十六条の二 「同上」

一 普通出資等Tier1資本の額(第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第三十三条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 同上」

「二・三 同上」

(調整項目の額の算出方法)

第三十七条 「同上」

2

〔略〕

3 第三十四条第二項第三号、第三十五条第二項第二号及び第三十六条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限

2

〔同上〕

3 〔同上〕

一 第三十四条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限

る。以下この項及び次項第一号において同じ。)を保有している。と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合)に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 略】

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号並びに第三十六条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額(少数出資金金融機関等(信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の対象資本等調達手段(対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。))を信用金庫連合会が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場

る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合)に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 同上】

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号及び第三十六条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額(少数出資金金融機関等(信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む、前項各号の場合を除く。))における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項に

合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合においては、第八項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第三十四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第三十五条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第三十六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

四 第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第三十五条第二項第四号並びに第三十六条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十五条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して

二 第三十五条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第三十六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

5 第三十五条第二項第四号及び第三十六条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十五条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して

いる他の金融機関等をいう。)の対象資本等調達手段を信用金庫連合会が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

二 第三十六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第三十六条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

6 第三十四条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第三十四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

いる他の金融機関等をいう。)の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

二 第三十六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

6 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第三十四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

【二・三 略】

7 第三十四条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第三十四条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

8 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に

【二・三 同上】

7 【同上】

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第三十四条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に



係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

- 一 「略」
- 二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔10・11 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 「略」

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第三十一条各号及び第三十一条の二第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

- 一 「同上」
- 二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔10・11 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 「同上」

2 「同上」

- 一 「同上」

「イ」ホ 略

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「略」

「二」四 略

3 「略」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については信用金庫又は信用金庫

「イ」ホ 同上

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 「同上」

「二」四 同上

3 「同上」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法によ

連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十二条 標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（国内基準金庫にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十七条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第八章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

り算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十二条 「同上」

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準金庫にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十七条及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

〔号を加える。〕

三|| 「略」

四|| 「略」

2 「略」

(格付等の使用基準の設定)

第四十四条 「略」

「2・3 略」

4 以下この章において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付(以下この項において「格付」と総称する。)又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用金庫が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用金庫が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第六十四条 第五十九条、第六十条及び第六十二条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。第二百六

二|| 「同上」

三|| 「同上」

2 「同上」

(格付等の使用基準の設定)

第四十四条 「同上」

「2・3 同上」

4 以下この章及び第八章第二節第一款において格付、個別格付(特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用金庫が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用金庫が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第六十四条 第五十九条、第六十条及び第六十二条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。)のリス

十七条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第五十九条又は第六十条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)  
第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。次項、第七十条の四の三、第一百七十八条の三及び第一百七十八条の四の三において同じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十五条第七項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第四項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。次項及び第一百七十八条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第一百七十八条の三において同じ。)  
及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの

ク・ウェイトは、第五十九条又は第六十条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)  
第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。次項及び第一百七十八条の三において同じ。)の対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十五条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第一百七十八条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第一百七十八条の三において同じ。)  
に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第一百七十八条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第七十条の四の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に

2 標準的手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合に

あっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第一百七十八条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、当該標準的手法採用金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の四の三第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関

連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第五十七条に定めるところによる。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

**第七十条の五** 標準的手法採用金庫は、保有するエクスポージャー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第四百八条第七項及び第六十六条において「保有エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 標準的手法採用金庫は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第四百八条第七項及び第六十六条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第六十六条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法採用金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。

「条を加える。」



二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 標準的手法採用金庫は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付

けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第百六十六条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポージャ

一の裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8

標準的手法採用金庫が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運

用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことが  
できず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて  
、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に  
掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号  
に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセン  
ト

10 標準的手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことが  
できず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないとき  
には、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウ  
ェイトを用いるものとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ  
るものとする。

「一〇三 略」

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイから  
ハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するもの  
を除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付

与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「略」

〔五〇七 略〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の	残存期間	ボラティリティ調整率
---------	------	------------

与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「同上」

〔五〇七 同上〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十二条 「同上」

- 一 「同上」

適格格付機関の	残存期間	ボラティリティ調整率
---------	------	------------

格付に対応する 信用リスク区分 等	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1、6-2、 6-3、6-4若 しくは7-1の場 合又は第八十七 条第三号に該当する 場合						
	五年超	以下	一年以下				
	四	二	〇・五				
	八	四	一				
	十六	八	二				

格付に対応する 信用リスク区分 等	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7 -1の場合又は第 八十七条第三号に 該当する場合						
	五年超	以下	一年以下				
	四	二	〇・五				
	八	四	一				
	十六	八	二				

信用リスク区分が 1―2、1―3、 2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―5、 6―6、6―7、 6―8、6―9、 6―10、7―2若 しくは7―3の場 合又は第八十七 条第五号の条件 を満たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年 以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
〔略〕				

(注) 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(プロテクションを提供した場合)

第百三十四条 標準的手法採用金庫がファースト・トウ・デフォルト  
型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場

信用リスク区分が 1―2、1―3、 2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第八十七 条第五号の条件 を満たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年 以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
〔同上〕				

(注) 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(プロテクションを提供した場合)

第百三十四条 標準的手法採用金庫がファースト・トウ・デフォルト  
型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場

合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウエイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウエイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

(プロテクションを提供した場合)

第三百三十六条 第三百三十四条の規定は、標準的手法採用金庫がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウエイトを適用したときに信用

合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用金庫は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウエイトを適用しなければならぬ。

2||

前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウエイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウエイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第三百三十六条 第三百三十四条の規定は、標準的手法採用金庫がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウ



リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第四百四十八条 「略」

〔2〕6 略〕

7 内部格付手法採用金庫が、第六十六条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー（同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第五十条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 国内基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲げる額の合

エイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第四百四十八条 「同上」

〔2〕6 同上〕

〔項を加える。〕

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第五十条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

一 「同上」

計額

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。））、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。））、第六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第六十六条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第七十八条の四の三第一項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第六十六条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「略」

ハ 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ニ 「略」

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。））、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。））、第六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

ホ|| 「略」

二 国際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十六条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百七十八条の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十六条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「略」

ハ|| 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ニ|| 「略」

ホ|| 「略」

ニ|| 「同上」

二 「同上」

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

ハ|| 「同上」

ニ|| 「同上」

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百五十六条 [略]

〔2〕4 略〕

5|| 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引当額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| [略]

(マチュリテイ)

第百五十七条 [略]

2 [略]

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリテイは、一日以上の実効マチュリテイを用いるものとする。

〔一・二 略〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百五十六条 [同上]

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

5|| [同上]

(マチュリテイ)

第百五十七条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 「略」

〔4〕8 略

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十四条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用金庫は、リテール向けのリボルビング型エク

スポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

4 略

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)

第百六十六条 内部格付手法採用金庫は、保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときに

四 「同上」

〔4〕8 同上

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十四条 「同上」

2 「同上」

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用金庫は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用金庫が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5 「同上」

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百六十六条 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合

は、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百五十条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（二に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百五十六条第六項又は第百六十四条第四項の規定により算出されるEADの一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして

で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ。

3 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとし

算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替える」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用金庫が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 内部格付手法採用金庫が第四百四十六条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用金庫が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。） 前号に定める手法

て適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができないう場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リス

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に  
含まれる証券化エクスポージャー 次章第二節第二款第三目に規  
定する外部格付準拠方式

5 内部格付手法採用金庫は、第二項の場合において、保有エクスポ  
ージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算  
出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満  
たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポー  
ジャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されていると  
きは、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エク  
スポージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の  
信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付  
けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を  
、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各  
号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポ  
ージャーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、第百  
五十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準  
用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」と  
あるのは「イに掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資  
産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を  
行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「  
内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第百六十五

ク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二  
項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付  
けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏  
付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセ  
ントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四  
百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポー  
ジャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポー  
ジャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この  
場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エク  
スポージャー」と読み替えるものとする。



条第三項第一号に掲げる手法に限る。)により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、第五百十条の規定(第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。)を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額(当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとし、当該リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。)」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)」の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、

当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

7 | 内部格付手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、資産運用基準が明示されているときは、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

8 | 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百五十条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。  
。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるの

は「イに掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第六十五条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第五十条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替え

るものとする。

9| 内部格付手法採用金庫が、第二項又は第七項の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

一| 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二| 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10| 内部格付手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウエイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウエイトを当該保有エクスポージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一| 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二| 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

11| 内部格付手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときは、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・

ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第六十九條 「略」

〔2・3 略〕

4 先進的内部格付手法採用金庫は、第五十五条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、「5」の自金庫推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）を「5」で除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率を「5」で除して得た値は、第二百十六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 略〕

(購入債権における保証の取扱い)

第七十二條 「略」

〔2～4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付され

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第六十九條 「同上」

〔2・3 同上〕

4 先進的内部格付手法採用金庫は、第五十五条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、「5」の自金庫推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）を「5」で除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率を「5」で除して得た値は、第二百十六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 同上〕

(購入債権における保証の取扱い)

第七十二條 「同上」

〔2～4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付され

ている場合には、内部格付手法採用金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、次章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百五十七条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百五十七条第五項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6) 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であつて、内部格付手法採用金庫が同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法採用金庫は、譲渡した債権のディスカウン  
ト部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

ている場合は、内部格付手法採用金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指  
定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百六十二条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

「項を加える。」

7|| 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)  
第七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「略」

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)  
第七十八条の四の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この項において「発行者」という。)が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、当該内部格付手法採用金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られ

6|| 「同上」

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)  
第七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「同上」

「条を加える。」

た額に係る部分に限る。以下この条において同じ。) に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (E) をいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (E) をいう。) に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、その他外部 T L A C 関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式における Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百五十条から前条までに定めるところによる。

(情報の利用)

第百八十五条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用金庫は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素と

(情報の利用)

第百八十五条 「同上」

2 「同上」

3 内部格付手法採用金庫は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素と



して外部信用評価機関又はそれに類する機関（第二百十三条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（第二百条第二項第三号及び第二百十三条において「外部格付」という。）を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

（株式会社等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百三十九条 内部格付手法採用金庫は、第六十五条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

（証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条 第六章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第三百三十九条、第四百二十二条及び第四百十三条の規定は、内部格付手法採用金庫が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百五十四条第一項の $W_{\text{外部}}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $W_{\text{外部}}$ を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

して外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

（株式会社等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百三十九条 内部格付手法採用金庫は、第六十六条第四項に定める内部モデル手法を用いる場合（第六十六条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式会社等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。）は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

（証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条 第六章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

「条を削る。」

(原資産の信用リスク・アセット)

**第二百四十七条** 信用金庫又は信用金庫連合会は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該信用金庫又は信用金庫連合会が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、信用金庫又は信用金庫連合会の倒産手続等に

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

**第二百四十七条** 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

二 信用補完機能を持つ「ノストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

**第二百四十八条** 信用金庫又は信用金庫連合会は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 「同上」

二 当該信用金庫又は信用金庫連合会が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、信用金庫又は信用金庫連合会の倒産手続等に

においても当該信用金庫又は信用金庫連合会又は当該信用金庫又は信用金庫連合会の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用金庫又は信用金庫連合会から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百六十七条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 略〕

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 略〕

六 〔略〕

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げ

においても当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該信用金庫若しくは信用金庫連合会の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用金庫又は信用金庫連合会から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

る条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八|| 一 以上のリボルビング型の信用供与を原資産を含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

イ 当該信用金庫又は信用金庫連合会の保有する持分が当該信用金庫又は信用金庫連合会以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分の損失リスクを増加させる変更

九|| 「略」

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、

「号を加える。」

七|| 「同上」

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原

合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と、第百十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く」と、第百二十九条及び第百三十条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 「略」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における信用金庫若しくは信用金庫連合会の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないことと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 略」

三 「略」

資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第百十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く」と読み替えるものとする。

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 同上」

三 「同上」

3||

オリジネーターである信用金庫又は信用金庫連合会は、資産譲渡型証券化取引において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合成型証券化取引において、前項の規定により第六章第六節の規定が準用される場合であつて、これらの証券化取引が、次に掲げる場合のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により信用金庫又は信用金庫連合会が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである信用金庫又は信用金庫連合会に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである信用金庫又は信用金庫連合会の権利を実質的に劣後させない場合

三 信用金庫又は信用金庫連合会が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である信用金庫若しくは信用金庫

「項を加える。」

4|| 連合会の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合  
「略」

(証券化取引のデュー・デイリジェンス等)

第二百四十八条 信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる条件の

全てを満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用金庫又は信用金庫連合会が、第一条第一号の二の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について

3|| 「同上」

「条を加える。」

---

て、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会は、前項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、第一項の場合において、当該信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャー（第二百五十一条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトラッシュエを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない

---



部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）  
、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシエを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシエが五パーセント未満であつて、当該トランシエの全てを保有するとともに、当該トランシエ以外の各トランシエを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百四十八条の二 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化取引（再証券化取引を除く。）において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額（第二百四十八条の四の規定に基

「条を加える。」

---

づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。)の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額(信用金庫又は信用金庫連合会が内部格付手法採用金庫であつて、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合)には、自己を標準的手法採用金庫とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。)の合計額に当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分比率(一のトランシェについて当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

二 信用金庫又は信用金庫連合会が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用金庫が、第十条第一項、第十八条第一項、第三十条第一項及び第四十一条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク

---

・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー(第十条第一項、第十八条第一項、第三十条第一項及び第四十一条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。)

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額 $\times K_p \times P$

$K_p$ は、裏付資産に係る所要自己資本率(裏付資産のプールがIRBプールである場合にあつては第二百五十四条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ を、SAプールである場合にあつては第二百六十五条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ を、混合プールの場合にあつては裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百五十四条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ と当該部分以外の部分について第二百六十五条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。)

$P$ は、トランジエごとに算出した当該信用金庫又は信用金庫連合会の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補充機能を持つエ/オストリップスは、証券化エ

。クスポートジャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

(重複するエクスポージャーの取扱い)

第二百四十八条の三 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該信用金庫又は信用金庫連合会は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百四十八条の四 信用金庫又は信用金庫連合会は、証券化エク

「条を加える。」

第二節 「同上」

第一款 標準的手法の取扱い

「条を加える。」

ポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 信用補完機能を持つCDOストリップス 千二百五十パーセント  
二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

一 信用金庫又は信用金庫連合会が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額

二 オリジネーターである信用金庫又は信用金庫連合会が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額

に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント

4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。

5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用金庫又は内部格付手法採用金庫が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。」

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウ

					信用リスク区分
				6―1	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (パーセント)
			五十	二十	再証券化エクスポージャーの場合 (パーセント)
		百		四十	
			百		
			二百二十五		
6―5	6―4	6―3	6―2	千二百五十	

エイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。  
 一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。  
 イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージ	再証券化エクスポー	信用リスク区分	6-5	6-4	6-3	6-2	6-1	ロイ以外のとき。
				千二百五十	三百五十	百	五十	二十	証券化エクスポージ ヤー（再証券化エク スポージャーを除く ）の場合 （パーセント）
二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ による。									



				ヤー（再証券化エク スポートジャーを除く ）の場合 （パーセント）	ジャーの場合 （パーセント）
7-1	二十				四十
7-2	五十				百
7-3	百				二百二十五
7-4					千二百五十

2

- 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エク  
スポートジャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポートジャーは千  
二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
- 一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格  
性に関する基準のいずれかを満たさない場合
  - 二 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化取引における格付の利用  
に関する基準のいずれかを満たさない場合
  - 三 適格格付機関が当該証券化エクスポートジャーに付与する格付が  
証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット

---

ト・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二百二十条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして信用金庫又は信用金庫連合会が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 信用金庫又は信用金庫連合会が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて

---

---

個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 信用金庫又は信用金庫連合会が、第一条第一号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 第四十七条の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エク

---

---

スポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーに対して当該信用金庫又は当該信用金庫連合会により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）

---

---

再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 信用金庫又は信用金庫連合会が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

二 信用金庫又は信用金庫連合会が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

---

「条を削る。」

「条を削る。」

（標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額）

- 第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。
- 一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント
  - 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
  - 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
  - 四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント
- 2 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

（標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百五十一条 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターでな

い場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジ  
ット・デリバティブを提供している場合、当該信用金庫又は信用金  
庫連合会は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャー  
を保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算  
出しなければならない。

2 第六章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リ  
スク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において  
、第十二条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えて  
いないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期  
間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている  
場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化  
エクスポージャーのものとする。」と、第二十号中「適格  
格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が  
4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ  
、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機  
関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているも  
の」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券  
化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

第二百五十二条 信用金庫又は信用金庫連合会は、オリジネーターと  
して、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券  
化目的導管体に対して、タム型(信用供与の期間及び額が定めら

「条を削る。」

---

れているものをいう。以下同じ。）エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロールド型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロールド型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならぬ。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であつて、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により信用金庫又は信用金庫連合会が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである信用金庫又は信用金庫連合会に遡及しない場合

三 信用金庫又は信用金庫連合会が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡

---



2 人である信用金庫又は信用金庫連合会の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合  
 2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

	任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	リテール向け エクスポージ ヤーの場合	
百三十三・三三以上		トランプینگ・ポイント(エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トランプینگ・ポイントの値は四・五パーセントとする。)に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目
零			掛目…九十
	上記以外の場合 (パーセント)		

任意の時期に無条件で取消し可能で 上記以外の	<p>3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。</p> <p>(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。</p>	合											
		右記以外の場 合	掛目…九十	二十五未満	五十未満二十五以上	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百以上	四十	二十	十	二	一
		掛目…九十											

				リテール向け エクスポージ ヤーの場合	
百未満七十五以上	百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	合	トラッピング・ポイント(エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。)に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	ある場合 (パーセント)
十五	五	零		掛目	
				掛目…百	場合 (パーセン ト)

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの

取扱い

第一目 総則

(リスク・ウェイトの算出)

第二百四十九条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

右記以外の場合	掛目…百	五十未満	七十五未満五十以上
		百	五十
	掛目…百		

第二款 内部格付手法の取扱い

「目名を付する。」

「条を加える。」

第二百五十条 IRBプールに係る証券化エクスポージャーに適用する

リスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SPプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百五十九条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法採用金庫は、前項第二号の場合において、ABCプログラム（BCBの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSPプールとみ

「条を加える。」

なして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百五十一条 信用金庫又は信用金庫連合会が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

第二目 内部格付手法準拠方式

「条を加える。」

「目名を付する。」

(リスク・ウェイト)

第二百五十二条 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

一 デタッチメント・ポイント (E) (第二五十六条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{RE}$  (第二五十四条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{RE}$ )) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (E) (第二五十六条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{RE}$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_{RE}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SFA} (K_{min})$ ) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{RE}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (E) が  $K_{RE}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合

「条を加える。」

じちゅうしげ、十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率

( $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ))

第二百五十三条 前条第二号及び第三号に規定する $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をいふ。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot I}}{a(u - I)}$$

$$a = - \left( 1 / (p \cdot K_{IRB}) \right)$$

$$u = D - K_{IRB}$$

$$I = \max (A - K_{IRB}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底(2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタツチメント・ポイント(A)

Dは、デタツチメント・ポイント(D)

pは、第二百五十七条の規定により算出されるパラメーター(p)

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百五十三条 内部格付手法採用金庫は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に對して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百四十九条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。



(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>reg</sub>))

第二百五十四条 証券化エクスポージャーがIRBルールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>reg</sub>) は、裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。) について内部格付手法により算出される所要自己資本の額 (期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。) の合計額 (以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。) を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項のK<sub>reg</sub>の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的の導管体を用いている場合には、当該証券化目的の導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用金庫が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。

4 第一項のK<sub>reg</sub>の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引 (クレジット・

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百五十四条 内部格付手法採用金庫は、格付又は第二百五十六条第二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

2 第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 内部格付手法採用金庫は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

4 内部格付手法採用金庫は、ABCPプログラム (ABCPの満期が一年以上のものに限る。) に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

デフォルト・スワップを除く。)が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の $\text{P}_{10}$ の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分(返金を要しないものに限る。)を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー(次の算式の $\text{P}_{10}$ が九十五パーセント以上となるものに限る。)である場合には、前一条の $\text{P}_{10}$ は次に掲げる算式により得られる値とする。

裏付資産の所要自己資本率  $= d \times K_{KB} + (1-d) \times K_{SA}$

d、 $K_{KB}$ 及び $K_{SA}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

$K_{KB}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について前項までの規定を準用して算出される $K_{KB}$

$K_{SA}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百六十五条の規定により算出される $K_{SA}$

( $K_{KB}$ 算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の準用)

第二百五十五条 内部格付手法採用金庫が前条第一項の $K_{KB}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $K_{KB}$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質の全てを有する事業法人等向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用金庫が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であって、第三項において準用する規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要

(所要自己資本の上限)

第二百五十五条 内部格付手法採用金庫が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百四十七条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

件の全てを全て満たすときは、第百六十七条及び第百六十九条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのECL、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「、原資産プールの事業法人等向けエクスポージャーの」と、「、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「、当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、同条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「ECL<sub>adjusted</sub>」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのECL<sub>adjusted</sub>」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごと」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャーごと」と、同条第九項中「内部格

付手法採用金庫」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリティ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリティ(Ⅱイ(Ⅱイ))」と読み替えるものとする。

一 オリジネーター(第一条第六十七号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。)が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用金庫から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用金庫が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用金庫が、証券化取引に係る契約条件に従って当該内部格付手法採用金庫の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法採用金庫が前条第一項のⅡイ及び同条第八項に掲げる算式のⅡイの算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用金庫が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であって、次項において準用

する規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第六百六十七条及び第七十条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「EAD」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのEAD」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3

第二百二十八条から第二百三十二条までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百二十九条第一項及び第二百三十二条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百二十八条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー」及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百二十九条第一項及び第四項中「EAD」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのEAD」と、同条第一項中「購入債権の譲

渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十七号  
ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）  
が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「  
適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「  
原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについて  
」と、「場合又はE[*Attribution*]」とあるのは「場合又は原資産プールを構  
成する事業法人等向けエクスポージャーのE[*Attribution*]」と、「購入リテ  
ール向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを  
構成するリテール向けエクスポージャーについて」と、「LGD又はE[*Attribution*]  
」とあるのは「LGD又は原資産プールを構成するリテール向け  
エクスポージャーのE[*Attribution*]」と、「適格購入事業法人等向けエク  
スポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプール  
」とあるのは「これらのエクスポージャーの属するプール」と、同  
項並びに第二百三十二条第一項、第四項及び第六項中「購入債権の  
質」とあるのは「原資産の質」と、第二百二十九条第三項中「当該  
購入債権の譲渡契約」とあるのは「証券化取引に係る契約」と、「  
当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原  
資産プールを構成するエクスポージャーの種類、額、契約期間中の  
当該エクスポージャーの質」と、「当該購入債権に関連する」とあ  
るのは「当該原資産プールに関連する」と、第二百三十条第一項及  
び第二百三十一条中「購入リテール向けエクスポージャー及びトツ  
プ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポ  
ージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー

「と、第二百三十条第一項中「トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについては」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百三十二条中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法採用金庫」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用金庫又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権」とあるのは「原資産プール」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有



する内部格付手法採用金庫の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールの債務の繰延べ及び当該債権の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 | 前項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第三項から第七項（第三号を除く。）までに規定する要件を満たすに当たり、証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用金庫自らが満たすことができない場合には、当該内部格付手法採用金庫に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。



定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェとして取り扱うものとする。

8 — 7	8 — 6	8 — 5	8 — 4	8 — 3	8 — 2	8 — 1	
六十	三十五	二十	十二	十	八	七	ージャー (内部評 価方式に よる場合 を含む。 )である 場合 (パーセ ント)
七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二	
		三十五			二十五	二十	
百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十	による場 合を含む )であ )でな る場合 (パーセ ント)
二百二十	百五十	百	六十五	五十	四十	三十	による場 合を含む )でな る場合 (パーセ ント)

信用リスク区分		8—12	8—11	8—10	8—9	8—8	
Nが六以 Nが六以 Nが六未	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の場合	千二百五十	六百五十	四百二十五	二百五十	百	
			七百五十	五百	三百	二百	
当該再証 当該再証	再証券化エクスポージャーの場合		八百五十	六百五十	五百	三百五十	五

(注) Nとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7-3	7-2	7-1	
六十	十二	七	上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
七十五	二十	十二	上の場合
	三十五	二十	満の場合
百五十	四十	二十	証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
二百二十	六十五	三十	証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）

7-4				
	千二百五十			五

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー（第二百五十四条第二項において準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百四十九条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用金庫は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

(パラメーター (p) )

第二百五十七条 第二百五十三条に掲げる算式の「パラメーター (p) 」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T)]$$

N、LGD及びM<sub>T</sub>はそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャーの実効的な個数 (N)

LGDは、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD (LGD)

M<sub>T</sub>は、第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間 (M<sub>T</sub>)

原資産が事業法人等向けエクスポージャーである場合	原資産がリテール向けエクスポージャーである場合		
	Nが25以上で、か	Nが25未満で、か	
原資産が事業法人等向けエクスポージャーである場合	原資産がリテール向けエクスポージャーである場合		
	Nが25以上で、か	Nが25未満で、か	
Nが25以上で、か	Nが25未満で、か	証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百五十七条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 信用リスク・アセット＝所要自己資本の額×12.5

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ 0.0056×T (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、0.016×T) この式においては、(T) は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

$$\text{ロ } S [L+T] - S [L]$$

この式においては、(L) は、第二百五十九条の規定により算出した信用補充レベルを表すものとする。以下同じ。

2 前項に掲げる「指定関数 (S [x]) 」とは、以下に定める関数をいふ。

$$S[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{ のとき}) \\ \{ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + a \cdot K_{IRB} / 20 (1 - e^{20(K_{IRB} - L) / K_{IRB}}) \} & (K_{IRB} < L \text{ のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB} / \underline{LGD})^N$$

	つ、証券 化エクス ポージャー ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー である場 合	つ、証券 化エクス ポージャー ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー である場 合	つ、証券 化エクス ポージャー ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー でない場 合	つ、証券 化エクス ポージャー ーが最優 先証券化 エクスポ ージャー でない場 合	ジャーが 最優先証 券化エク スポー である場 合	ジャーが 最優先証 券化エク スポー でない場 合
A	0	0.11	0.16	0.22	0	
B	3.56	2.61	2.87	2.35		
C	△1.85	△2.91	△1.03	△2.46	△7.48	△5.78
D	0.55	0.68	0.21	0.48	0.71	0.55
E	0.07				0.24	0.27

2 IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部

$$c = K_{IRB}/(1-h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left( \frac{v + K_{IRB}^2 - c^2}{1-h} \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1-h)}$$

$$g = \frac{(1-c)^c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1-c)$$

$$d = 1 - (1-h) \cdot (1 - Beta[K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1-h) \cdot ((1 - Beta[L; a, b])L + Beta[L; a + 1, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、 $K_{IRB}$ 、N、LGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメータa及びbをもつ累積ベータ分布

$K_{IRB}$  次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百六十一条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD 第二百七十二条第五項又は第二百六十二条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適



分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター(㉔)を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該ISBプールのパラメーター(㉔)とする。

3 第二百五十条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法、準抛方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(㉔)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数(㉕)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第 i 番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

5 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD(LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第 i 番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数の

用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができ。

エクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)の加重平均LGD

6 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であつて、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第七十二条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付資産総額に占める割合 (C) が  $0 \cdot 0 \cdot 3$  以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数 (N) は、次の算式で求められる値とし、LGDを  $0 \cdot 50$  とすることができる。ただし、C以外のCが明らかでない場合には、NをLCとすることができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間 (N)」は、次に掲げる計算方式のいずれかを用いて算出される期間 (

一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。)とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

一 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間(年)

### 第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

「目名を付する。」

(所要自己資本率 (K<sub>LIB</sub>))

第二百五十八条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポ

ージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める比率とする。

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（ $K_{10}$ ）をいう。以下この目及び第七目において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)

第二百五十八条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 ( $K_{req}$ )」と

は、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に係る証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5	6   4	6   3	6   2	6   1
百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十	三十	二十五	十五	十五
百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十	四十五	四十	三十	二十

6 — 13	二百	二百二十五
6 — 14	二百五十	二百八十
6 — 15	三百十	三百四十
6 — 16	三百八十	四百二十
6 — 17	四百六十	五百五
6 — 18	千二百五十	

ロ) 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント)とする。

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウエイトをいう

。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポージャーのデタッチメント・ポイント(D)からアタッチメント・ポイント(A)を控除して得られる数値

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160

$\overline{6-6}$	$\overline{80}$	$\overline{180}$
$\overline{6-7}$	$\overline{120}$	$\overline{210}$
$\overline{6-8}$	$\overline{170}$	$\overline{260}$
$\overline{6-9}$	$\overline{220}$	$\overline{310}$
$\overline{6-10}$	$\overline{330}$	$\overline{420}$
$\overline{6-11}$	$\overline{470}$	$\overline{580}$
$\overline{6-12}$	$\overline{620}$	$\overline{760}$
$\overline{6-13}$	$\overline{750}$	$\overline{860}$
$\overline{6-14}$	$\overline{900}$	$\overline{950}$
$\overline{6-15}$	$\overline{1050}$	
$\overline{6-16}$	$\overline{1130}$	



6-17	1250
6-18	1250

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、同表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウエイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において

「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトとする。

（推定格付の利用に関する運用要件）

第二百五十九条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 信用金庫又は信用金庫連合会が、当該無格付の証券化エクスポ

（信用補完レベル（C））

第二百五十九条 第二十七條第一項第二号に掲げる「信用補完レベル（C）」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つ「オストリップス」を計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の

ージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

第二百六十条 証券化エクスポージャー(参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第二百二十条各号に掲げるもの(以下この号において「適格保証人等」という。)に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当

対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

(エクスポージャーの厚さ(ヨ))

第二百六十条 第二百五十七条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ(ヨ)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

2| 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一| 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして信用金庫又は信用金庫連合会が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二| 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

三| 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

四| 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該信用金庫又は信用金庫連合会による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。

3| 第四十七条の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

4 第四十四条の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第八章」と読み替えるものとする。

5 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

#### 第四目 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

第二百六十一条 内部格付手法採用金庫は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスポージャー(ABCPプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャー)であって無格付のものに限る。)のリスク・ウェイトを算出することができる。

〔目名を付する。〕

(エクスポージャーの実効的な個数(ニ))

第二百六十一条 第二百五十七条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数(ニ)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー(同一義務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポー

(承認申請書の提出)

第二百六十一条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（信用金庫又は信用金庫連合会がISOPプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

ヤーのEADを用いる。

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合（ $C_1$ ）が明らかなる場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数（ $N$ ）を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

「条を加える。」

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日
- 二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第二百六十一条の三 金融庁長官は、内部評価方式の使用について第二百六十一条の承認をしようとするときは、内部格付手法採用金庫が内部評価方式の使用を計画するBCPプログラムの運営が次項に規定する「BCPプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該内部格付手法採用金庫による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「BCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百六十条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。

二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む

「条を加える。」

- 
- 。)を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
- 三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。
- 四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
- 五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
- イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
- ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
- ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
- 六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。
- 七 ABCPプログラムにおいてサービサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。
- 八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。
- 3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次
-



---

に掲げるものをいう。

- 一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
  - 二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の信用金庫又は信用金庫連合会の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
  - 三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。
  - 四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレステスト・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。
  - 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレステスト・ファクターを用いること。
  - 六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付
-

機関の格付手法が公表されていること。ただし、BCBの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくBCBに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号の監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCpを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCpプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百六十一条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

「条を加える。」

- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
  - 三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合
- 2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採用金庫は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第二百六十一条の五** 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百六十一条の承認を取り消すことができる。

〔条を加える。〕

(リスク・ウェイト)

**第二百六十一条の六** 内部格付手法採用金庫は、第二百六十一条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付にひも付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百五十八条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

〔条を加える。〕

**第五目** 標準的手法準拠方式

〔目名を付する。〕

(リスク・ウェイト)

第二百六十二条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) が  $K_A$  (第二百六十四条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>A</sub>)) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント
- 二 アタッチメント・ポイント (E) が  $K_A$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_A$  超過部分の所要自己資本率 (K<sub>SSFA</sub>(K<sub>A</sub>)) に十・二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)
- 三 アタッチメント・ポイント (E) が  $K_A$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が  $K_A$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA}(K_A) \right]$$

K<sub>SSFA</sub>(K<sub>A</sub>) は、次条の規定により算出される  $K_A$  超過部分の所要自己

(裏付資産の加重平均LGD (LGD))

第二百六十二条 第二百五十七条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub> は、第i号のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャー群のエクスポージャーとみなす。) のLGD

2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第二百七十二条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

4 第二百七十二条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用金庫が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーについて、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。

2| 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合（第二百五十九条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。）であつて、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの（以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3| 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4| 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定するものは、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごと

に $\alpha$ を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について $\alpha$ を算出するに当たっては、同条、第二百六十四条及び第二百六十六条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率（ $\equiv$ ）は、零とする。

（ $K_A$ 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA}(K_A)$ ））

第二百六十三条 前条第一項第二号及び第三号の $\alpha$ 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA}(K_A)$ ）は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA}(K_A) = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び $K_A$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

e)は、自然対数の底（2.71828を用いるものとする。）

A)は、アタツチメント・ポイント（A）

D)は、デタツチメント・ポイント（D）

p)は、1（ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。）

（ $N$ 及び $LGD$ の計算における簡便法）

第二百六十三条 第二百五十七条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、 $\alpha$ 及び $\beta$ を零とすることができる。

2 第二百六十一条第三項に規定する（G）が $0 \cdot 0$ 三以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、 $LGD$ は $0 \cdot 50$ とし、エクスポージャーの実効的な個数（ $N$ ）は、第二百六十一条第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、 $C_m$ が明らかでない場合は、 $N$ を $N_1$ とすることができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順に $m$ 個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

$K_A$ は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所  
要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ))

第二百六十四条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ) 及び第二百六十六条の規定により算出される原資産プールの延滞率 ( $K_{SA}$ ) を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 前項の $K_{SA}$ を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により $K_{SA}$ を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外部分について前項に規定する $K_{SA}$ 及び次条に規定する $K_{SA}$ をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{subpool 1}}{EAD_{Total}} \times K_{SA} \right) + \frac{EAD_{subpool 2}}{EAD_{Total}}$$

(内部評価方式)

第二百六十四条 内部格付手法採用金庫は、金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 内部格付手法採用金庫は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百五十六条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

$EAD_{Subpool1}$ 、 $EAD_{Subpool2}$ 、 $EAD_{Total}$ 及び $K_{Subpool1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{Subpool1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{Subpool2}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

$EAD_{Total}$ は、裏付資産のエクスポージャーの総額

$K_{Subpool1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した $K$

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ))

第二百六十五条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ) は、SAプール又は混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)について標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。)の合計額(以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の $K_{SA}$ の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的導

(内部評価方式の運用要件)

第二百六十五条 内部格付手法採用金庫は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。
- 二 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該BCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
- 三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の信用金庫



管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する信用金庫又は信用金庫連合会が裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4 第一項の算出に当たっては、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

又は信用金庫連合会の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレステスターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするBCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするBCPの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレステスターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレステスターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、BCPの格付を行

---

う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCPを担当する事業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

---

(原資産プールの延滞率(㉓))

第二百六十六条 第二百六十四条第一項の原資産プールの延滞率(㉓)

は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第六十五条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

- 一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由
- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCプログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャー

については外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補充に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として

第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百六十七条 信用金庫又は信用金庫連合会は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

一 当該最優先証券化エクスポージャーがRBPルールに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 当該最優先証券化エクスポージャーがSPルールに係る証券化エクスポージャーである場合 第六章の規定により算出されるリス

裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセットの額とすることができる。

「目名を付する。」

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百六十七条 第二百五十条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

ク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三| 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、信用金庫又は信用金庫連合会が内部格付手法準拠方式を用いる場合、当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四| 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、信用金庫又は信用金庫連合会が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合、第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

「目を加える。」

第二百六十七条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百五十七条第一項に規定するパラメーター(p)は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{R\&B} + D * \frac{LGD}{E} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 $K_{R\&B}$ にあつては第二百五十四条に定めるところにより、 $N$ 、 $LGD$ 、 $M$ 、 $A$ 、 $B$ 、 $C$ 、 $D$ 及び $E$ にあつては第二百五十七条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百五十八

						信用リスク区分
6—5	40	50	6—1	15	20	一年 (パーセント)
6—4	30	45	6—2	15	30	五年 (パーセント)
6—3	25	40	6—1	15	20	一年 (パーセント)
6—2	15	30	6—2	15	30	五年 (パーセント)
6—1	15	20	6—1	15	20	一年 (パーセント)
						証券化エクスポージャーの残存期間

条第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付（第二百五十九条に規定する推定格付をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合 第二百五十八条第一項第一号イ中

6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6
三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十
四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五



6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	信用リスク区分		6 18	6 17
三十	二十	十五	十五	十	十	証券化エクスポージャーの残存期間	「とあるのは、」	千二百五十	四百六十
四十	三十	二十五	二十	十五		一年 (パーセント)			

6   18	6   17	6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7
千二百五十	四百十五	三百四十	二百八十	二百二十五	百七十	百三十五	百二十	七十	五十五	四十五	三十五
	四百五十五	三百八十	三百五	二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	八十五	六十五	五十五	四十

」と読み替えるものとする。

ロ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百五十八条第一項第一号ロ中「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180

6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310
6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	
6-16	1130	
6-17	1250	
6-18	1250	

「AUNGSZ」

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225

6-9	180	255
6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	
6-18	1250	

」と読み替えるものとする。

ハ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合

第二百五十八条第一項第二号中「

7-4	7-3	7-2	7-1	信用リスク区分	千二百五十	7-4	7-3	7-2	7-1	信用リスク区分	千二百五十
				リスク・ウェイト（パーセント）	六十					リスク・ウェイト（パーセント）	百
					三十						五十
					十						十五

」とあるのは、「

「と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この場合において、第二百六十三条中「1（ただし、証券化プログラムエクスポージャーについては、1.5とする。）」の「1.5」を「0.5」と読み替えるものとする。

2 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について準用する。

3 第一項の「適格SEC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上



- 
- 四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。
- ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。
- 五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。
- イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
- ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。
- ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い
-

- 
- と評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。
- ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。
- 六 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。
- 七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。
- 八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。
- 九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。
- 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
- 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。
- 十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが
-

---

存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入力可能であること。

十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性のある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百四十八条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシエの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

---

- 
- ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。
  - 十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。
    - イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
    - ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
  - 十九 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。
    - イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
    - ロ 原資産に係る延滞状況等
  - ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
  - 二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。
    - イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン
  - 当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十四パーセント以下であること。
  - ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・
-

ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最最後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

### 第三款 信用リスク削減手法

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百六十八条 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エク

「款名を付する。」

（適格なサービサー・キャッシュユ・アドバンスの取扱い）

第二百六十八条 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法

スポンジジャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第八十八条に規定する適格金融資産担保

ロ 第一百五十五条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第八十七条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合にあつては、第八十八条に規定する適格金融資産担保）

2 | 第六章第六節並びに第一百五十二条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と、第二百二十条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応

により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第二百二十九条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第二百五十二条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第二百二十三条から第二百二十七条まで」とあるのは「第二百二十三条、第二百二十六条、第二百二十七条」と読み替えるものとする。

3 第六章第六節の規定は、第一項（第一号イ及び第二号に係る部分に限る。）の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と、第二百十二条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第二百二十九条及び第三百三十条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第二百五十五条第四項の規定は、第一項（第一号ロに係る部分に

限る。)の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第百五十五条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー(劣後債権を除く。)」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

(比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

第二百六十九条 信用金庫又は信用金庫連合会が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法(信用リスク削減手法)によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 信用金庫又は信用金庫連合会が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百六十九条 第百五十二条第一項、第三項及び第四項、第百五十五条第三項から第五項まで並びに第百五十六条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用する。

一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合



の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百七十条 信用金庫又は信用金庫連合会が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法（エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該信用金庫又は信用金庫連合会が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスポージャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシェとみなすものとする。

2 信用金庫又は信用金庫連合会が、保有する証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百七十条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4 信用金庫又は信用金庫連合会が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（以下この条において「みなしトランシェ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百五十四条に規定する $\text{P}_{\text{max}}$ 又は第二百五十五条に規定する $\text{P}_{\text{min}}$ を算出するものとし、かつ、みなしトランシェごとにアタッチメント・ポイント(⑤)及びデタッチメント・ポイント(⑥)を算出するものとする。

5 信用金庫又は信用金庫連合会が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百五十条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・ア

セットの額の算出には、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 一 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト
- 二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 前款第三目又は第七目の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、信用金庫又は信用金庫連合会が保有する階層の「コ」（第二百五十八条第一項第一号ロに掲げる数式に規定する「コ」を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目又は第七目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6

信用金庫又は信用金庫連合会が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成さ

れたものであつても、当該みなしトランジエを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十五条第一項(第一百五十六条第六項及び第六十四条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するものとする。

「一〇三 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 略」

4 期待エクスポージャー方式の使用について第七十五条第一項(第一百五十六条第六項及び第六十四条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十五条第一項(第一百五十六条第五項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

4 期待エクスポージャー方式の使用について第七十五条第一項(第一百五十六条第五項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4 [略]

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百七十条の九 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額( $K_{req}$ )に十二・五を乗じて算出する。

〔一〇四 略〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{req}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{req}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 略〕

2 [略]

(証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百四十八条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百八十二条又は第二百八十三条に規定する要領に基づき証券化エクスポージャー

4 [同上]

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百七十条の九 [同上]

〔一〇四 同上〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{req}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{req}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 同上〕

2 [同上]

(標準的手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得

の銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2) 前項の規定により信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百四十八条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

	信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く（パーセント）の場合	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	一・六		三・二
6—2	四		八
6—3	八		十八
6—4	二十八		五十二
6—5			
		百	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク)  
 第三百二条の三 第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)	再証券化エクスポージャーの場合
7-1	一・六 (パーセント)	三・二
7-2	四	八
7-3	八	十八
7-4	百	

(内部格付手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)  
 第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて

得た額を個別リスクの額とする。  
 一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである	Nが六以上の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーの場合
	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーの場合
Nが六未満であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーの場合
	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーの場合



8   8	8   7	8   6	8   5	8   4	8   3	8   2	8   1	
八・〇〇	四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六	場合 (パーセ ント)
	六・〇〇	四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	一・二〇	〇・九六	
			二・八〇			二・〇〇	一・六〇	
十六・〇 〇	十二・〇 〇	八・〇〇 〇	四・八〇 〇	三・二〇 〇	二・八〇 〇	二・〇〇 〇	一・六〇 〇	
二十八・ 〇〇	十八・ 〇〇	十二・ 〇〇	八・〇〇 〇	五・二〇 〇	四・〇〇 〇	三・二〇 〇	二・四〇 〇	





「条を削る。」

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセスメントの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及

び前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二条の四 「略」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのり

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二条の五 「同上」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのり

スク・ウエイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウエイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

「項を削る。」

第三百二条の五 「略」

第三百二条の六 「略」

第三百二条の七 「略」

第三百二条の八 「略」

第三百二条の九 「略」

第三百二条の十 「略」

第三百二条の十一 「略」

スク・ウエイトが適用される場合については、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3) 信用補完機能を持つ「オストリップスについては、第二百四十七条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第三百二条の六 「同上」

第三百二条の七 「同上」

第三百二条の八 「同上」

第三百二条の九 「同上」

第三百二条の十 「同上」

第三百二条の十一 「同上」

第三百二条の十二 「同上」

第百二条の十二	〔略〕	第百二条の十三	〔同上〕
第百二条の十三	〔略〕	第百二条の十四	〔同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百二十二条―第二百二十四条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百二十四条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い</p> <p>第一目 総則（第二百二十五条―第二百二十七条）</p> <p>第二目 内部格付手法準拠方式（第二百二十八条―第二百三十三條）</p> <p>第三目 外部格付準拠方式（第二百三十四条―第二百三十六條）</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 「同上」</p> <p>第一節 総則（第二百二十二条―第二百二十四条）</p> <p>第二節 「同上」</p> <p>第一款 標準的取扱い（第二百二十五条―第二百二十八條）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い（第二百二十九条―第二百四十六條）</p>



第四目 内部評価方式（第二百三十七条―第二百三十七条の

六）

第五目 標準的手法準拠方式（第二百三十八条―第二百四十

二条）

第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百四十三条）

第七目 適格SBC証券化エクスポージャー（第二百四十三条  
の二）

第三款 信用リスク削減手法（第二百四十四条―第二百四十六  
条）

〔第六章の二〕第八章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 〔略〕

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の前資産プールによる一の証券化取引に係るエ

〔第六章の二〕第八章 同上〕

附則

（定義）

第一条 〔同上〕

一 〔同上〕

一の二 〔同上〕

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

クスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 「略」

〔二〇五 略〕

六 標準的手法 第十九条から第百十三条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〇十 略〕

十一 内部格付手法 第百十四条から第百二十一条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十二〇二十 略〕

二十一 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターその他の者が証券化目的の導管体に譲渡する資産

ロ 「略」

二十一の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

〔二十二〇七十一 略〕

七十二 TRプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること

ロ 「同上」

〔二〇五 同上〕

六 標準的手法 第十九条から第百十三条まで及び第百二十二条から第百二十八条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〇十 同上〕

十一 内部格付手法 第百十四条から第百二十四条まで及び第百二十九条から第百四十六条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十二〇二十 同上〕

二十一 「同上」

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的の導管体に譲渡する資産

ロ 「同上」

〔号を加える。〕

〔二十二〇七十一 同上〕

七十二 適格流動性補完 証券化目的の導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミッ

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

七十三 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものをいう。

トメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。  
ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。  
〔号を加える。〕

七十四 ②プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十二号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十五 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

七十六 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 略」

「号を削る。」

「号を加える。」

「号を加える。」

七十三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十六号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 同上」

七十四 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における信用協同組合等及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものととして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十五 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十六 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

〔七十七・七十八 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔七十七・七十八 略〕

七十九 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行 T L A C 告示」と

いう。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準(平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十|| その他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。

八十一|| その他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行者が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部TLAC調達手段をいう。ただし、TLAC除外債務及

「号を加える。」

「号を加える。」

びこれに相当する債務を除く。

八十二 T L A C 除外債務 銀行 T L A C 告示第四条第四項、銀行  
持株会社 T L A C 告示第四条第四項及び最終指定親会社 T L A C  
告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十三 特例外部 T L A C 調達手段 T L A C 除外債務に相当する  
債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本  
邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部 T L A C 調達  
手段に相当すると認められているものをいう。

(自己資本の額)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇四 略」

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 略」

「号を加える。」

「号を加える。」

(自己資本の額)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇四 同上」

4 「同上」

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十二 略」

5 「略」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リス

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十二 同上」

5 「同上」

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リス



クに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（自己資本の額）

第十三条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

クに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

（自己資本の額）

第十三条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 略〕

4 第二項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〕四 略〕

5 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 〔略〕

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 〔略〕

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〕十二 略〕

5 〔略〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十八条 〔略〕

〔五〕十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

5 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 〔同上〕

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 〔同上〕

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〕十二 同上〕

5 〔同上〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十八条 〔同上〕

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（標準的手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセスメントの額の合計額）

第十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセスメントの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目と

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

（標準的手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセスメントの額の合計額）

第十九条 〔同上〕

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目とし



トリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第四十一条 第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。第二百四十三条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する信用協同組合等にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。次項、第四十七条の四の二、第一百五十四条の三及び第一百五十四条の四の二において同じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達

アがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第四十一条 第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。)のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する信用協同組合等にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいう。次項及び第一百五十四条の三において同じ。)の対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する対

手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部T L A C 関連調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。)に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・

対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。)に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。)に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウ

ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の四の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この項において「発行者」という。))の当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、信用協同組合等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。次項及び第一百五十四条の四の二において同じ。)に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする

2 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額(連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。))を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率をい

エイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

う。)を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第二百五十四条の四の二第二項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第四十七条の五 標準的手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポージャー(出資の性質を有するものに限る。以下この条、第二百二十四条第七項及び第二百四十二条において「保有エクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引(以下この条、第二百二十四条第七項及び第二百四十二条において「裏付けとなる資産等」という。)のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体(以下この条及び第二百四十二条において「事業体」と総称する。)の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法を採用する信用協同組合等により十分かつ頻繁に取得されていること。

「条を加える。」



二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法を採用する信用協同組合等を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）」の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出したにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク

・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第四百二十二条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法を採用する信用協同組合等を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者となり、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法を採用する信用協同組合等が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときは、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「略」

〔五〇七 略〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日るときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 「同上」

〔五〇七 同上〕

（標準的ボラティリティ調整率）

第六十九条 「同上」

一 「同上」

信用リスク区分が 1―2、1―3、	適格格付機関の格 付に対応する信用 リスク区分等	信用リスク区分が			残存期間	ボラティリティ調整率	
		1―1、2―1、	1年以下	〇・五			特定の発行 体の場合（ パーセント ） 特定の発行 体以外の発 行体であつ て証券化エ クスポート ヤー以外の 場合（パー セント）
		4―1、5―1、	一年超五年 以下	二			
		6―1、6―2、	五年超	四			
6―3、6―4若 しくは7―1の場 合又は第六十四 条第三号に該当する 場合			八	証券化エク スポート パーセント			
				八	十六	四	

信用リスク区分が 1―2、1―3、	適格格付機関の格 付に対応する信用 リスク区分等	信用リスク区分が			残存期間	ボラティリティ調整率	
		1―1、2―1、	1年以下	〇・五			特定の発行 体の場合（ パーセント ） 特定の発行 体以外の発 行体であつ て証券化エ クスポート ヤー以外の 場合（パー セント）
		4―1、5―1、	一年超五年 以下	二			
		6―1若しくは7 ―1の場合又は第 六十四条第三号に 該当する場合	五年超	四			
			八	証券化エク スポート パーセント			
				八	十六	四	

〔略〕	2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―5、 6―6、6―7、 6―8、6―9、 6―10、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	一年超五年 以下	三	六	十二
		五年超	六	十二	二十四

(注) 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 標準的手法を採用する信用協同組合等がファースト・トウ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクション  
を提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数の  
エクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上  
限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当

〔同上〕	2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	一年超五年 以下	三	六	十二
		五年超	六	十二	二十四

(注) 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 標準的手法を採用する信用協同組合等がファースト・トウ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクション  
を提供する場合には、適格格付機関が当該クレジット・デリバ  
ティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法を採用する信  
用協同組合等は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャ

該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

「項を削る。」

(プロテクションを提供した場合)

第一百十二条 第一百十条の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

1| について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2||

前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法を採用する信用協同組合等は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十二条 第一百十条の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるもの



とする。

(期待損失額)

第二百二十四条 「同上」

〔2～6 同上〕

〔項を加える。〕

(期待損失額)

第二百二十四条 「略」

〔2～6 略〕

7 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、第四百二十二条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー(同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。)の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

(内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク

・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法により  
事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー  
及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・ア  
セットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定す

(内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・

アセットの額の合計額)

第二百二十六条 「同上」

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法により  
事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー  
、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについ  
て算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第

るリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第百四十一条第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百五十四条の四の二までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十二条(第十項を除く。)の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 [略]

三 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

四 [略]

五 [略]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十二条 [略]

[2~4 略]

5 事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合には、内部格付手法を採用する信用協同組

百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第百四十一条第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第百五十四条の二から第百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 [同上]

[号を加える。]

三 [同上]

四 [同上]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十二条 [同上]

[2~4 同上]

[項を加える。]

合等は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| [略]

(マチュリテイ)

第三百三十三条 [略]

2 [略]

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリテイは、一日以上の実効マチュリテイを用いるものとする。

【一・二 略】

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 [略]

[4~7 略]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 [略]

2 [略]

3 リテール向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産

5|| [同上]

(マチュリテイ)

第三百三十三条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

【一・二 同上】

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 [同上]

[4~7 同上]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 [同上]

2 [同上]

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産と

として譲渡された場合には、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。  
「項を削る。」

4|| 「略」

(内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2| 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・

して譲渡された場合、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4|| 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法を採用する信用協同組合等が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5|| 「同上」

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、

アセットの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法を採用する信用協同組合等が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第四号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引については、第三百三十二条第六項又は第四百零四条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替える」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替える」と読み

当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず

替えるものとする。

4 内部格付手法を採用する信用協同組合等が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等が第二百二十二条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー(前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。) 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式

5 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出したにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産

、かつ、第一項及び第二項の規定によることができないう場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の第二項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる

等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第百四十一条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして、第二百二十六条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「信用リスク・アセット

。 6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

の額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとし、当該リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 | 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、資産運用基準が明示さ



れているときには、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

8 前項の場合において、内部格付手法を採用する信用協同組合等が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十一条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法を採用する信用協

同組合等を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同号中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額（当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとする。）」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー当該内部格付手法を採用する信用協同組合等を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

9 | 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、第二項又は第七項の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上で信用リスク・アセットの額を算出するものと

する。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10) 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスポージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

11) 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十五条 「略」

〔2・3 略〕

4 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第三百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自組合推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 略〕

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 「略」

〔2～4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第三百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自組合推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 同上〕

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後

後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、次章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百三十三条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) + \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る第二百三十三条第五項に定めるLGD}}{\text{希望化リスクに係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント}) \times \left( \frac{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

6|| 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であって、内部格付手法を採用する信用協同組合等が同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等は、譲渡した債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

7|| 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百三十八条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) + \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る第二百三十八条第一項に定めるLGD}}{\text{希望化リスクに係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント}) \times \left( \frac{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

「項を加える。」

6|| 「同上」

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)

第百五十四条の三 第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「略」

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第百五十四条の四の二 第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百五十四条の三 第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 「同上」

「条を加える。」

(情報の利用)

第六十一条 [略]

2 [略]

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーに對して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する機関(第百八十九条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。)が付与する格付(第七十六条第二項第三号及び第八十九条において「外部格付」という。)を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百二十五条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第四百四十一条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第一百五十五条、第一百八条及

(情報の利用)

第六十一条 [同上]

2 [同上]

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーに對して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百二十五条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第四百四十一条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合(第四百四十二条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。)は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

び第百十九条の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百三十条第一項の $\Sigma_{203}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $\Sigma_{203}$ を算出するに当たつて行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

「条を削る。」

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十三条 信用協同組合等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさ

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー  
二 信用補完機能を持つコストラップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 信用協同組合等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさ



ないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該信用協同組合等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、信用協同組合等の倒産手続等においても当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用協同組合等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百四十三条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 略」

「三・四 略」

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該信用協同組合等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

「ロ・ハ 略」

ないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ。

一 「同上」

二 当該信用協同組合等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、信用協同組合等の倒産手続等においても当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用協同組合等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 同上」

「三・四 同上」

五 「同上」

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該信用協同組合等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

「ロ・ハ 同上」

六 「略」

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 一 以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該信用協同組合等の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

イ 当該信用協同組合等の保有する持分が当該信用協同組合以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該信用協同組合等の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該信用協同組合等の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該信用協同組合等の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該信用協同組合等の持分の損失リスクを増加させる変更

九 「略」

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について

六 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

七 「同上」

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において

て準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く」と、第二百五条及び第二百六条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 「略」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における信用協同組合等の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 略

三 「略」

3|| オリジネーターである信用協同組合等は、資産譲渡型証券化取引

て、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 同上

三 「同上」

「項を加える。」

において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合  
成型証券化取引において、前項の規定により第四章第六節の規定が  
準用される場合であつて、これらの証券化取引が、次に掲げる場合  
のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係  
る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充  
が停止し、かつ、早期償還により信用協同組合等が新規のエクス  
ポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を  
有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定  
められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、  
原資産のリスクがオリジネーターである信用協同組合等に遡及せ  
ず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである信用協同組合  
等の権利を実質的に劣後させない場合

三 信用協同組合等が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券  
化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者  
による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォー  
マンス又は当該原資産の譲渡人である信用協同組合等の財務状態  
に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4||  
「略」

（証券化取引のデュー・ディリジェンス等）

3||  
「同上」

第二百二十四条

信用協同組合等は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用協同組合等が、第一条第一号の二ただし書の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、信用協同組合等は、前項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

「条を加える。」

---

3

信用協同組合等は、第一項の場合において、当該信用協同組合等が証券化エクスポージャー（第二百二十七条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該信用協同組合等がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトラッシュエを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトラッシュエを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

---

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシエが五パーセント未満であつて、当該トランシエの全てを保有するとともに、当該トランシエ以外の各トランシエを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百二十四条の二 信用協同組合等は、一の証券化取引(再証券化取引を除く。)において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額(第二百二十四条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。)の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額(信用協同組合等が内部格付手法を採用する信用協同組合等であつて、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。)の合計額に当該信用協同組

「条を加える。」

合等の持分比率（一のトランシェについて当該信用協同組合等が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

二 信用協同組合等が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法を採用する信用協同組合等が、第十条第一項及び第十八条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー（第十条第一項及び第十八条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。）

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該信用協同組合等の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額×K<sub>p</sub>×P



$K_{IB}$ は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールのIRBプールである場合にあつては第二百三十条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ を、SAプールである場合にあつては第二百四十一条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ を、混合プールの場合にあつては裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百三十条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ と当該部分以外の部分について第二百四十一条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。）

$P$ は、トランジェごとに算出した当該信用協同組合等の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補充機能を持つノストリップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

（重複するエクスポージャーの取扱）

第二百二十四条の三 信用協同組合等は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該信用協同組合等が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うこ

「条を加える。」

とができる。この場合において、当該信用協同組合等は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十四条の四 信用協同組合等は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 一 信用補完機能を持つコストラップス 千二百五十パーセント
  - 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト
- 2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。
- 一 信用協同組合等が保有するオン・バランス資産項目の証券化エ

第二節 「同上」

第一款 標準的手法の取扱い

「条を加える。」

- 
- クロスボージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額
- 二 オリジネーターである信用協同組合等が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額
- 3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの各目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。
- 一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント
- 4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。
- 5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法を採用す
-

る信用協同組合等又は内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。」

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

**第二百二十五条**

標準的手法を採用する信用協同組合等が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乘以て得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合(パーセント)
---------	-------------------------------	------------------------



7-3	7-2	7-1	信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く（パーセント）の場合）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
百	五十	二十			
二百二十五	百	四十			

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

6-5	6-4	6-3	6-2
千二百五十	三百五十	百	五十
	六百五十	二百二十五	百

7-4	千二百五十
-----	-------

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合
- 二 信用協同組合等が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
- 三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的の導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

- 一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして信用協同組合等が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
- 二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
- 三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれる

---

ものであること。

四 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該信用協同組合等による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 信用協同組合等が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

---



六 信用協同組合等が、第一条第一号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 第二十四条の規定は、信用協同組合等が複数の適合格付機関の格付を利用しており、当該各適合格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して当該信用協同組合等により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合

は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの）再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 信用協同組合等が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず

「条を削る。」

、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

二 信用協同組合等が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

「条を削る。」

ント

2 信用協同組合等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 信用協同組合等がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該信用協同組合等は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとす。」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が

「条を削る。」

4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

**第二百二十八条** 信用協同組合等は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型(信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充

が停止し、かつ、早期償還により信用協同組合等が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである信用協同組合等に遡及しない場合

三 信用協同組合等が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である信用協同組合等の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

リテール向け エクスポージャーの場合	トラッキング・ポイント (エクセス・スプレッドの留保が求められ	掛目		任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	上記以外の 場合 (パーセント)
-----------------------	------------------------------------	----	--	---------------------------------	------------------------

右記以外の場							
掛目…九十	二十五未満	五十未満二十五以上	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百以上	百三十三・三三以上	ていない証券化取引では、トラッキング・ポイントの値は四・五パーセントとする。)に對する三月の平均エクセス・スプレッドの割合
掛目…九十	四十	二十	十	二	一	零	

合			
<p>(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。</p> <p>3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。</p>		<p>任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)</p>	<p>上記以外の場合 (パーセント)</p>
<p>リテール向け エクスポージ ヤーの場合</p>	<p>トラッピング・ポイント(エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。)に 対する三月の平均エク セス・スプレッドの割</p>	<p>掛目</p>	<p>掛目…百</p>



(リスク・ウエイトの算出)

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの  
 取扱い  
 第一目 総則

第二款 内部格付手法の取扱い  
 「目名を付する。」

合 右記以外の場 掛目…百	五十未満	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百 以上	百三十三・三三以上	合
	百	五十	十五	五	零	
掛目…百						

第二百二十五条

前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

第二百二十六条

IRBルールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAルールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百三十五条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（BCRの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の

「条を加える。」

「条を加える。」

承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールを~~2~~プールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二十七条 信用協同組合等が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウ

「条を加える。」

エイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

## 第二目 内部格付手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百二十八条 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

一 デタッチメント・ポイント (D) (第二百三十二条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (D)) をいう。以下同じ。 ) が  $K_{100}$  (第二百三十条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{100}$ )) をいう。以下同

「目名を付する。」

「条を加える。」

じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) (第二百三十二条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (E) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{IRB}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が  $K_{IRB}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率

( $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ))

第二百二十九条 前条第二号及び第三号に規定する  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = - \left( 1 / (p \cdot K_{IRB}) \right)$$

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百二十九条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセッ

$$u = D - K_{\text{res}}$$

$$I = \max (A - K_{\text{res}}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタッチメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、第二百三十三条の規定により算出されるパラメーター (p)

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{\text{res}}$ ))

第二百三十条 証券化エクスポージャーがREBプールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{\text{res}}$ ) は、裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。) について内部格付手法により算出される所要自己資本の額 (期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。) の合計額 (以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。) を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の  $K_{\text{res}}$  の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的

トの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に對して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、信用協同組合等がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百二十五条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、格付又は第二百三十二条第二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

2 第二百二十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

4 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ABCPプログラム (ABCP) の満期が一年以内のものに限る。) に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評

導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。

4 第一項の $NR$ の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の $NR$ の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当た

5 価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。  
内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

って、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー（次の算式の $d$ が九十五パーセント以上となるものに限る。）である場合には、前一条の $K_{IRB}$ は次に掲げる算式により得られる値とする。

$$\text{裏付資産の所要自己資本率} = d \times K_{IRB} + (1-d) \times K_{SA}$$

$d$ 、 $K_{IRB}$ 及び $K_{SA}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$d$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

$K_{IRB}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について前項までの規定を準用して算出される $K_{IRB}$

$K_{SA}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百四十一条の規定により算出される $K_{SA}$



(K<sub>18</sub>算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の準用)

第二百三十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が前条第一項のK<sub>18</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>18</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質の全てを有する事業法人等向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であつて、第三項において準用する規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第四百十三条及び第四百五十五条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャープール」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーの」とあるのは「原資産プールの事業法人等向けエクスポージャーの」と、「当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、同条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法

(所要自己資本の上限)

第二百三十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百二十三条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「E<sub>admission</sub>」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのE<sub>admission</sub>」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャーごとに」と、同条第九項中「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリテイ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリテイ(マ)

と読み替えるものとする。

一 オリジネーター(第一条第六十七号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。)が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等が、証券化取引に係る契約条件に従って当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等が前条第一項の $K_{RIB}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $K_{RIB}$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であって、次項において準用する規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第四百三十三条及び第四百四十六条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、第四百四十六条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテ

ール向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「ELUTION」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのELUTION」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3 第二百四条から第二百八条までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百五条第一項及び第二百八条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百四条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百五条第一項及び第四項中「ELUTION」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのELUTION」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十七号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについて」と、「場合又はELUTION」とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーのELUTION」と、「購入リテール向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーについて」と、「LGD又はELUTION」とあるのは「LGD又は

は原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーのE<sub>1</sub>と、  
「適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプール」とあるのは「これらのエクスポージャーの属するプール」と、同項並びに第二百八条第一項、第四項及び第六項中「購入債権の質」とあるのは「原資産の質」と、第二百五条第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とあるのは「証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの種類、額、契約期間中の当該エクスポージャーの質」と、「当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産プールに関連する」と、第二百六条第一項及び第二百七条中「購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、第二百六条第一項中「トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについては」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百八条中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー」

と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の

購入」とあるのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第二百八条第三項から第七項（第三号を除く。）までに規定する要件を満たすに当たり、証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用する信用協同組合等自らが満たすことができない場合には、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

(ア) アタッチメント・ポイント (B) 及びデタッチメント・ポイント (D)

第二百三十二条 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント (B) は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポージャーと同順位であるトランシェ（自己が保有する証券化エクスポージャーの額を含む。）の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

除した値（当該値が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

2| 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるデータ  
ツチメント・ポイント（E）は、証券化エクスポージャーの裏付資  
産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有  
する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額を  
控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が  
零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

3| 前二項において証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計  
額を算出するに当たっては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以  
外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させ  
た準備金勘定（信用補完を提供するものに限る。次項において同じ  
。）にその構成資産を含めることができる。

4| 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規  
定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェとし  
て取り扱うものとする。

による。

信用リスク 区分	証券化エクスポージャー（再証 券化エクスポージャーを除く。 ）の場合	再証券化エクスポー ジャーの場合
	Nが六以 上であり 、かつ、 当該証券 化エクス ポージャー が最優 先証券化 エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合 を含む。 ）である （パーセ 場合	当該再証 券化エク スポー ジャーが最 優先証券 化エクス ポージャー （内部 評価方式 による場 合を含む ）であ る場合 （パーセ ント）
	Nが六以 上の場合 、かつ、 （パーセ ント）	当該再証 券化エク スポー ジャーが最 優先証券 化エクス ポージャー （内部 評価方式 による場 合を含む ）であ る場合 （パーセ ント）
	Nが六未 満の場合 、かつ、 （パーセ ント）	当該再証 券化エク スポー ジャーが最 優先証券 化エクス ポージャー （内部 評価方式 による場 合を含む ）であ る場合 （パーセ ント）



8   10	8   9	8   8	8   7	8   6	8   5	8   4	8   3	8   2	8   1	
四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二	十	八	七	ント)
			七十五	五十	三十五	二十	十八	十五	十二	
					三十五			二十五	二十	
五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五	二十	
六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	五十	四十	三十	

8 — 12	千二百五十	8 — 11	六百五十	七百五十	八百五十
--------------	-------	--------------	------	------	------

(注) Nとは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六以上の場合(パーセント)	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
Nが六未満の場合	Nが六未満の場合(パーセント)	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー
エクスポージャー	評価方式による場	評価方式による場

千二百五十	7-4	六十	十二	七	(内部評価方式による場合を含む。)
	7-3	七十五	二十	十二	(パーセント)
			三十五	二十	
	7-2	百五十	四十	二十	(パーセント)
六十五			三十		
7-1	五	二百二十			(内部評価方式による場合を含む。)

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー(第二百三十条第二項において準用する第二百五条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー

「という。」に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百二十五条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（指定関数方式）

第二百三十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が指定関数

方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要

（パラメーター（a））

第二百三十三条 第二百二十九条に掲げる算式の「パラメーター（a）」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \overline{LGD} + E * M_T)]$$

N、LGD及びM<sub>T</sub>はそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャーの実効的な個数 (N)

LGDは、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD (LGD)

M<sub>T</sub>は、第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間 (M<sub>T</sub>)

	原資産が事業法人等向けエクスポージャーである場合	原資産がリートール向けエクスポージャーである場合
Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャ	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャ	Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャ
Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャ	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャ	証券化エクスポージャーが最優先証券化エク
Nが25以上で、かつ、証券化エクスポージャ	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポージャ	証券化エクスポージャーが最優先証券化エク

自己資本の額は、第二号に定めるとおりにより算出する。

- 一 信用リスク・アセットー所要自己資本の額×12.5
- 二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるうちの大きい方を乗じた額とする。

イ 0.0056×T (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、0.016×T)

この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ S [L + T] — S [L]

この式においては、(L)は、第二百三十五条の規定により算出した信用補充レベルを表すものとする。以下同じ。

2 担保と関わる「特定懸念 (S [X])」及び「注に定める関係など」。

$$S[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{のとき}) \\ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20(1 - e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L \text{のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB}/LGD)^N$$

$$c = K_{IRB}/(1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left( \frac{v + K_{IRB}^2 - c^2}{1 - h} \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$$

	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー である場 合	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー である場 合	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー でない場 合	一が最優 先証券化 エクスポ ージャー でない場 合	スポージ ャーであ る場合	スポージ ャーでな い場合
A	$\overline{0}$	$\overline{0.11}$	$\overline{0.16}$	$\overline{0.22}$	$\overline{0}$	
B	$\overline{3.56}$	$\overline{2.61}$	$\overline{2.87}$	$\overline{2.35}$		
C	$\overline{\Delta 1.85}$	$\overline{\Delta 2.91}$	$\overline{\Delta 1.03}$	$\overline{\Delta 2.46}$	$\overline{\Delta 7.48}$	$\overline{\Delta 5.78}$
D	$\overline{0.55}$	$\overline{0.68}$	$\overline{0.21}$	$\overline{0.48}$	$\overline{0.71}$	$\overline{0.55}$
E	$\overline{0.07}$				$\overline{0.24}$	$\overline{0.27}$

2) IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター (P) を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目額の総額

$$g = \frac{(1-c)^c - 1}{f}$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1-c)$$

$$d = 1 - (1-h) \cdot (1 - \text{Beta}[K_{reg}; a, b])$$

$$K[L] = (1-h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b])L + \text{Beta}[L; a + 1, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、 $K_{reg}$ 、N、 $\overline{LGD}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

$K_{reg}$  次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百三十七条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

$\overline{LGD}$  第四百四十八条第五項又は第二百三十八条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリス

で加重平均した値を当該EADプールのパラメーター(ε)とする。

3| 第二百二十六条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(ε)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4| 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数(Σ)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第 i 番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

5| 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD(LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)の加重平均LGD

ク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であつて、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第百四十八条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付資産総額に占める割合 (C) が〇・〇三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数 (N) を次の算式で求められる値とし、LGDを〇・五〇とすることができ。ただし、C以外のCが明らかでない場合には、Nを1/Cとすることができ。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C<sub>m</sub>は、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間 (M)」は、次に掲げる計算方式のいずれかを用いて算出される期間 (一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。) とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用い



ることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

一 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間（年）

### 第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十四条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当

「目名を付する。」

(所要自己資本率 (K<sub>req</sub>))

第二百三十四条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (K<sub>req</sub>)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損

該各号に定める比率とする。

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（ニ）をいう。以下この目及び第七目において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 パーセント	五年 パーセント
6-1	十五	二十

失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に係る証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5	6   4	6   3	6   2
二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十	三十	二十五	十五
二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十	四十五	四十	三十

6 — 14	二百五十	二百八十
6 — 15	三百十	三百四十
6 — 16	三百八十	四百二十
6 — 17	四百六十	五百五
6 — 18	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント)となる。

$$R \times [1 - \min(T, 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウエイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポー

ヤーのリスク・ウエイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポート・ジャーのデタッチメント・ポイント (D) からアタッチメント・ポイント (A) を控除して得られる数値

信用リスク区分	証券化エクスポート・ジャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180

$\overline{6-7}$	$\overline{120}$	$\overline{210}$
$\overline{6-8}$	$\overline{170}$	$\overline{260}$
$\overline{6-9}$	$\overline{220}$	$\overline{310}$
$\overline{6-10}$	$\overline{330}$	$\overline{420}$
$\overline{6-11}$	$\overline{470}$	$\overline{580}$
$\overline{6-12}$	$\overline{620}$	$\overline{760}$
$\overline{6-13}$	$\overline{750}$	$\overline{860}$
$\overline{6-14}$	$\overline{900}$	$\overline{950}$
$\overline{6-15}$	$\overline{1050}$	
$\overline{6-16}$	$\overline{1130}$	
$\overline{6-17}$	$\overline{1250}$	

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、同表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

(推定格付の利用に関する運用要件)

第二百三十五条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付(第四号において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 信用協同組合等が、当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該

(信用補完レベル(C))

第二百三十五条 第二百三十三条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル(C)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つノストリップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。



事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

第二百三十六条 証券化エクスポージャー(参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条各号に掲げるもの(以下この号において「適格保証人等」という。)に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

(エクスポージャーの厚さ(ロ))

第二百三十六条 第二百三十三条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ(ロ)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

- 2| 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一| 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして信用協同組合等が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
- 二| 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
- 三| 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
- 四| 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該信用協同組合等による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。
- 3| 第二十四条の規定は、信用協同組合等が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 4| 第二十一条の規定は、信用協同組合等が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、

同条第四項中「以下この章」とあるのは「第六章」と読み替えるものとする。

5 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

#### 第四目 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

第二百三十七条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスポージャー (ABCPプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであって無格付のものに限る。) のリスク・ウェイトを算出することができる。

「目名を付する。」

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百三十七条 第二百三十三条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数 (N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。) のEAD

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

(承認申請書の提出)

第二百三十七条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（信用協同組合等がABCプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合（ $C_1$ ）が明らかなる場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数（ $N$ ）を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

「条を加える。」

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日
- 二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第二百三十七条の三 金融庁長官は、内部評価方式の使用について第二百三十七条の承認をしようとするときは、内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部評価方式の使用を計画するBCPプログラムの運営が次項に規定する「BCPプログラムの運営に関する基準」に適合するか及び当該内部格付手法を採用する信用協同組合等による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか(次条において「承認の基準」という。)を審査するものとする。

2 前項の「BCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百三十六条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。

- 二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法(ストレス・ファクターを含む。)を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性につ

「条を加える。」

いて検討するものであること。

三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。

四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

七 ABCPプログラムにおいてサービスの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。

八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービス提供者について生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。

3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 
- 一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
  - 二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の信用協同組合等の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
  - 三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。
  - 四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。
  - 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
  - 六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行
-

う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくBCRに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号の監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百三十七条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

「条を加える。」



- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
  - 三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合
- 2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第二百三十七条の五** 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百三十七条の承認を取り消すことができる。

「条を加える。」

(リスク・ウェイト)

**第二百三十七条の六** 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二百三十七条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付にひも付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百三十四条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

「条を加える。」

第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十八条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) が  $K_A$  (第二百四十条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ )) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント
- 二 アタッチメント・ポイント (A) が  $\Sigma$  以上の場合 次条の規定により算出される  $\Sigma$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA}(K_A)$ ) に十・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)
- 三 アタッチメント・ポイント (A) が  $\Sigma$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が  $\Sigma$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA}(K_A) \right]$$

〔目名を付する。〕

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第二百三十八条 第二百三十三条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均 LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

- 1 LGD は、第 i 項目のエクスポージャー (同一債務者に付する資産のエクスポージャー) の LGD
- 2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGD を第百四十八条第五項に掲げる算式により算出される値とする。
- 3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGD を百パーセントとする。
- 4 第百四十八条第五項ただし書の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーについて、当該裏付資産の加重平均 LGD を算出する場合に準用する。

KSSFA (Ka) は、次条の規定により算出されるK超額部分の所収且已  
資本率

2 | 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合(第二三十五条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。)であつて、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの(以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3 | 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 | 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定するものは、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャー

ヤーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに $N$ を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について $N$ を算出するに当たっては、同条、第二百四十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率(三)は、零とする。

(K<sub>超過部分</sub>の所要自己資本率 (K<sub>SSFA(K<sub>A</sub>)</sub> ) )

第二百三十九条 前条第一項第二号及び第三号の $N$ 超過部分の所要自己資本率 (K<sub>SSFA(K<sub>A</sub>)</sub> ) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA(K_A)} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び $K_A$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

e)は、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

A)は、アタッチメント・ポイント (A)

D)は、デタッチメント・ポイント (D)

p)は、1 (ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とす

(N及びLGD)の計算における簡便法)

第二百三十九条 第二百三十三条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、 $N$ 及び $LGD$ を零とすることができる。

2 第二百三十七条第三項に規定する (G) が $0 \cdot 0$ 三以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、 $LGD$ は $0 \cdot 50$ とし、エクスポージャーの実効的な個数(三)は、第二百三十七条第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、 $C_m$ が明らかでない場合は、 $N$ を $1$ とすることができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順に $m$ 個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

る。)

$K_A$ は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所  
要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ))

第二百四十条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率  
( $K_A$ )は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産  
の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ )及び第二百四十二条の規定により算出され  
る原資産プールの延滞率 ( $W$ )を用いて、次に掲げる算式により算  
出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 前項の $K_A$ を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を  
把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポ  
ージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエク  
スポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに  
限り、次に掲げる算式により $K_A$ を算出することができる。この場合  
において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握し  
ていない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状  
況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規  
定する $K_A$ 及び次条に規定する $K_A$ をそれぞれ算出するものとする。

(内部評価方式)

第二百四十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、金融庁長  
官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポージャー  
の信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項の場合、内部格  
付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百三十二条第一  
項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化  
エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額  
とすることができる。

3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額  
を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消  
すことができる。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{\text{subpool 1}}}{EAD_{\text{Total}}} \times K_A^{\text{subpool 1}} \right) + \frac{EAD_{\text{subpool 2}}}{EAD_{\text{Total}}}$$

$EAD_{\text{Subpool 1}}$ 、 $EAD_{\text{Subpool 2}}$ 、 $EAD_{\text{Total}}$ 及び $K_A^{\text{Subpool 1}}$ は、それぞれ次に掲げるものとす。

$EAD_{\text{Subpool 1}}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{\text{Subpool 2}}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握している原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

$EAD_{\text{Total}}$ は、裏付資産のエクスポージャーの総額

$K_A^{\text{Subpool 1}}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した $K_A$

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ))

第二百四十一条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ) は、SAプール又は混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)について標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。)の合計額(以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。
- 二 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該BCPプログラムの購入し

産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものと  
する。

2 前項の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的導  
管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエク  
スポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要で  
ないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない  
。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たって  
は、同項の証券化エクスポージャーを保有する信用協同組合等が裏  
付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接  
保有しているものとみなす。

4 第一項の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨ス  
ワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デ  
フォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引  
の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産  
の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方  
に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエ  
クスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リス  
ク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエ  
クスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエク  
スポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴

た原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に  
評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の信用協同  
組合等の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、  
前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものである  
こと。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部  
評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定めら  
れていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレ  
ス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している  
評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げ  
る適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とす  
るABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付  
資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されて  
いる場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水  
準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格  
格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じ  
て格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、  
かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクター  
を含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性

い発生したディスクアウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、BCBの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCを担当する営業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 BCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。



(原資産プールの延滞率(三))

第二百四十二条 第二百四十条第一項の原資産プールの延滞率(三)

は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十二条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げるいずれかの事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

- 一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由
- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 与信プログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCプログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャー

については外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行

三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十三条 信用協同組合等は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBルールに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補充に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセットの額とすることができる。

「目名を付する。」

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百四十三条 第二百二十六条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

二 当該最優先証券化エクスポージャーがサブプールに係る証券化エクスポージャーである場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、信用協同組合等が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては第五章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、信用協同組合等が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポージャー

「目を加える。」

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十三条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百三十三条第一項に規定するパラメーター(p)は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \underline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 $K_{RB}$ にあつては第二百三十条に定めるところにより、 $N$ 、 $\underline{LGD}$ 、 $M$ 、 $A$ 、 $B$ 、 $C$ 、 $D$ 及 $\underline{VBE}$ にあつては第二百三十三条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイト

6 — 4	6 — 3	6 — 2	6 — 1	信用リスク区分	
				証券化エクスポージャーの残存期間	
				一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
				十五	二十
三十	二十五	十五	十五	四十	四十五

を算出する証券化エクスポージャーである場合、それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百三十四条第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付（第二百三十五条に規定する推定格付をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合、第二百三十四条第一項第一号イ中

6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5
三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十
三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十

6 — 5	6 — 4	6 — 3	6 — 2	6 — 1		信用リスク区分		6 — 18	6 — 17	6 — 16
二十	十五	十五	十		(パーセント)	証券化エクスポージャーの残存期間			四百六十	三百八十
三十	二十五	二十	十五	十	(パーセント)			千二百五十	五百五	四百二十
					一年					
					五年					

「とあるのは、」

6   17	6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6
四百十五	三百四十	二百八十	二百二十五	百七十	百三十五	百二十	七十	五十五	四十五	三十五	三十
四百五十五	三百八十	三百五	二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	八十五	六十五	五十五	四十	四十



6—18	千二百五十
------	-------

「と読み替えるものとする。」  
 ロ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百三十四条第一項第一号ロ中「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6—1	15	70
6—2	15	90
6—3	30	120
6—4	40	140
6—5	60	160

6 – 6	80	180
6 – 7	120	210
6 – 8	170	260
6 – 9	220	310
6 – 10	330	420
6 – 11	470	580
6 – 12	620	760
6 – 13	750	860
6 – 14	900	950
6 – 15	1050	
6 – 16	1130	
6 – 17	1250	

6-18	1250
------	------

「ムネコのぞ」

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170

6 – 8	150	225
6 – 9	180	255
6 – 10	270	345
6 – 11	405	500
6 – 12	535	655
6 – 13	645	740
6 – 14	810	855
6 – 15	945	
6 – 16	1015	
6 – 17	1250	
6 – 18	1250	

7-3	六十	信用リスク区分	リスク・ウエイト（パーセント）
7-2	三十		
7-1	十		

「とあるのは、」

7-4	千二百五十	信用リスク区分	リスク・ウエイト（パーセント）
7-3	百		
7-2	五十		
7-1	十五		

ハ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合  
 第二百三十四条第一項第二号中「  
 」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この場合において、第二百三十九条中「1 (ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。)」やそのほか、「0.5」と読み替えるものとする。

2 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について準用する。

3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引(ABCP)及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。( )に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績(延滞状況を含む。)に関する情報を入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じて、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以

上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

- 
- ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。
  - ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。
  - 六 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。
  - 七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。
  - 八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。
  - 九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。
  - 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
  - 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換え
-



---

に依存するものではないこと。

十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。

十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性のある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百二十四条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシ

---

- 
- エの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。
- ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。
- 十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。
- イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
- ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
- 十九 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。
- イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
- ロ 原資産に係る延滞状況等
- ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
- 二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。
- イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン
- 当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。
-

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最最後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

### 第三款 信用リスク削減手法

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係

「款名を付する。」

（適格なサービサー・キャッシュユ・アドバンスの取扱い）

る総則)

第二百四十四条 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第六十五条に規定する適格金融資産担保

ロ 第三百三十一条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第六十四条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合にあつては、第六十五条に規定する適格金融資産担保）

2 第四章第六節並びに第二百二十八条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リ

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

スク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百五条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第百二十八条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第九十九条から第百三条まで」とあるのは「第九十九条、第百二条、第百三条」と読み替えるものとする。

3

第四章第六節の規定は、第一項（第一号イ及び第二号に係る部分に限る。）の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、第八十九条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第百五条及び第百六条において同じ。）」と読み

替えるものとする。

4 第三百三十一条第四項の規定は、第一項（第一号口に係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第三百三十一条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

（比例的な信用リスク削減手法の取扱い）

第二百四十五条 信用協同組合等が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセス

（内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百四十五条 第二百二十八条第一項、第三項及び第四項、第三百三十一条第三項から第五項まで並びに第三百三十二条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用する。

トの額を算出するものとする。

- 2 信用協同組合等が、保有する証券化エクスポージャーに対して比率的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

- 2 信用協同組合等が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法(エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該信用協同組合等が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引(当該証券化エクスポージャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。)において組成された一のトランシェとみなすものとする。

- 2 信用協同組合等が、保有する証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を

一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

- 2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百二十八条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

- 2 前項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百二十八条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4 信用協同組合等が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（以下この条において「みなしトランシェ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウエイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十条に規定する $\text{P}_{\text{net}}$ 又は第二百四十一条に規定する $\text{P}_{\text{gross}}$ を算出するものとし、かつ、みなしトランシェごとにアタッチメント・ポイント $\text{⑮}$ 及びデタッチメント・ポイント $\text{⑯}$ を算出するものとする。

5 信用協同組合等が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・



アセットの額を算出するに当たり、第二百二十六条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる信用協同組合等が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 前款第三目又は第二百四十三条の二の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、信用協同組合等が保有する階層の「一」（第二百三十四条第一項第一号ロに掲げる算式に規定する）をいう。）を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目又は第二百四十三条の二の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 | 信用協同組合等が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該信用協同組合等が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数

の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用協同組合等はいずれにも該当しない信用協同組合等にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一・二 略」

3 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項(第三百三十二条第六項及び第四百十条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けた信用協同組合等

3 「略」

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(K<sub>own</sub>)に十二・五を乗じて算出する。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

3 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項(第三百三十二条第五項又は第四百十条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた信用協同組合等

3 「同上」

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七 「同上」

<p>【一〇四 略】</p> <p>五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、<math>DF_{corp}</math>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの<math>DF_{corp}</math>は、<math>\sum_i EAD_i</math>の額の割合に応じた額とする。</p> <p>【六・七 略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>【一〇四 同上】</p> <p>五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、<math>DF_{corp}</math>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの<math>DF_{corp}</math>は、<math>\sum_i EAD_i</math>の額の割合に応じた額とする。</p> <p>【六・七 同上】</p> <p>2 【同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	